

【判例ID】 28214248

【判示事項】

【事案概要】

平成25年施行の参議院議員通常選挙について、岡山県選挙区の選挙人である原告が、平成24年改正後の公職選挙法14条1項、別表第3の選挙区選出の参議院議員の議員定数配分規定は、人口比例に基づかず、憲法14条等に違反し無効であるとして、同規定に基づき施行された同選挙の岡山県選挙区における選挙の無効を求めた件につき、議員1人当たりの選挙人数の最大格差が1対4.77であった定数配分規定は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態であり、国会が投票価値の不平等状態を是正する措置を講じなかつたことは、国会の裁量権の限度を超えており、定数配分規定は憲法に違反するとしたうえで、事情判決の法理を適用せず、選挙も無効とした事例。

【裁判所ウェブサイト判示事項の要旨】

平成25年7月21日に施行された参議院議員通常選挙の岡山県選挙区の選挙無効訴訟において、同選挙が行われた当時、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差が1対4.77に至っていたことについては、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態に至っていると認められ、平成19年参議院議員通常選挙について違憲状態であり、速やかに適切な検討が必要である指摘した平成21年9月30日最高裁大法廷判決から本件選挙まで約3年9か月の期間が存在するなどの事情を考慮すれば、同選挙までの間に上記定数配分規定を改正しなかつたことは、国会の裁量権の限界を超えるものといわざるを得ず、上記定数配分規定は憲法14条に違反するに至っており、憲法に違反する上記定数配分規定に基づいて施行された岡山県選挙区における選挙は無効とすべきである（いわゆる事情判決の法理は相当でない。）と判断された事例

【裁判年月日等】 平成25年11月28日／広島高等裁判所岡山支部／第2部／判決／平成25年(行ケ)1号

【事件名】 選挙無効請求事件

【裁判結果】 認容

【上訴等】 上告

【裁判官】 片野悟好 濱谷由紀 山本万起子

【審級関連】 <上告審>平成26年11月26日／最高裁判所大法廷／判決／平成26年(行ツ)78号...等 判例ID: 28224692

【出典】 訟務月報61巻7号1495頁

裁判所ウェブサイト掲載判例

D1-Law.com判例体系

【判例評釈】 三宅裕一郎・法学セミナー59巻3号106頁2014年3月

山田哲史・速報判例解説〔15〕(法学セミナー増刊) 11~14頁
2014年10月

【重要度】 1

■28214248

広島高等裁判所岡山支部

平成25年(行ケ)第1号

平成25年11月28日

岡山市中区(以下略)

原告 X

同訴訟代理人弁護士 升永英俊

同 久保利英明

同 伊藤真

同 賀川進太郎

同訴訟復代理人弁護士 中原文子

同 八木和明

同 加藤高明

岡山市北区(以下略)

被告 岡山県選挙管理委員会

同代表者委員長 A

同指定代理人 田中健司

同 黒田香

同 小野村悟

同 大賀美恵

同 村田剛

同 金田光司

同 渡辺知美

同 梶坂和良

同 芦田知幸

主文

1 平成25年7月21日に行われた参議院(選挙区選出)議員選挙の岡山県選挙区における選挙を無効とする。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、平成25年7月21日施行の参議院議員通常選挙(以下「本件選挙」という。)について、岡山県選挙区の選挙人である原告が、被告に対し、平成24年法律第94号による改正(以下「本件改正」という。)後の公職選挙法14条1項、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定(以下「本件定数配分規定」といい、数次の改正の前後を通じ、平成6年法律第2号による改正前の別表第2を含め、「参議院議員定数配分規定」という。)は、人口比例に基づかず、憲法14条等に違反し無効であるから、同規定に基づき施行された本件選挙の岡山県選挙区における選挙を無効とすることを求めた事案である。

なお、書証については、特に断らない限り、枝番号を含む。

2 前提事実(証拠により認定した事実は、各項末尾に認定に供した証拠を掲記する。)

(1) 原告は、本件選挙の岡山県選挙区の選挙人である。

(2) 本件選挙は、本件定数配分規定に従って施行された。

(3) 本件選挙当時の参議院議員の選挙制度は、参議院議員の定数を242人とし、そのうち96人を比例代表選出議員、146人を選挙区選出議員としており(公職選挙法4

条2項)、選挙区選挙については、全国に都道府県を単位とする47の選挙区を設け、各選挙区において2人ないし10人の偶数の議員数を配分し、比例代表選出議員の選挙(以下「比例代表選挙」という。)については、全都道府県の区域を通じて所定の人数の議員を選出するものとし(以上、同法12条、14条、別表第3)、選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票としている(同法36条)。

(4) 本件選挙当時の選挙区ごとの有権者数、議員定数、議員1人当たりの有権者数及び較差については別紙(乙1)のとおりであり、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない鳥取県選挙区を1とした場合、最大の北海道選挙区は4.77(以下、較差に関する数値は全て概数である。)であり、原告の属する岡山県選挙区は3.27であった(乙1)。

(5) 参議院議員の選挙制度の変遷等については、次のとおりである(甲1、2、21ないし23、36、42、乙2、3、5、7、9ないし18)。

ア 昭和22年に制定された参議院議員選挙法は、参議院議員の選挙について、参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人に区分し、全国選出議員については、全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方、地方選出議員については、その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め、都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとした。そして、各選挙区ごとの議員定数については、定数を偶数としてその最小限を2人とする方針の下に、昭和21年当時の人口に基づき、各選挙区の人口に比例する形で、2人ないし8人の偶数の議員定数を配分した。昭和25年に制定された公職選挙法の参議院議員定数配分規定は、以上のような選挙制度の仕組みに基づく参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだものであり、その後、沖縄返還に伴って沖縄県選挙区の議員定数2人が付加されたほかは、平成6年法律第47号による公職選挙法の改正(以下「平成6年改正」という。)まで、上記議員定数配分規定に変更はなかった。なお、昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正により、従来の個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度に改める趣旨で、参議院議員選挙についていわゆる拘束名簿式比例代表制が導入され、各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員100人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員152人とに区分されることになったが、比例代表選出議員は、全都道府県を通じて選出されるものであって、各選挙人の投票価値に差異がない点においては、従来の全国選出議員と同様であり、選挙区選出議員は従来の地方選出議員の名称が変更されたものにすぎない。

イ 選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は、参議院議員選挙法制定当時は1対2.62であったが、その後、次第に拡大した。昭和52年7月に施行された参議院議員通常選挙における選挙区間の投票価値の較差は最大1対5.26に拡大し、最高裁昭和54年(行ツ)第65号同58年4月27日大法廷判決・民集37巻3号345頁は、いまだ違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていたとするには足りない旨判示したが、平成4年7月に施行された参議院議員通常選挙における選挙区間の投票価値の較差が最大1対6.59に拡大するに及んで、最高裁平成6年(行ツ)第59号同8年9月11日大法廷判決・民集50巻8号2283頁は、結論において同選挙当時における上記議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていたものといわざるを得ない旨判示した。

平成6年改正は、上記のように1対6.59にまで拡大していた選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差を是正する目的で行われ、前記のような参議院議員の選挙制度の仕組みに変更を加えることなく、直近の平成2年10月実施の国勢調査結果に基づき、できる限り増減の対象となる選挙区を少なくし、かつ、有権者数の少ない選挙区により多い議員定数が配分されるという、いわゆる逆転現象を解消することとして、参議院議員の

総定数（252人）及び選挙区選出議員の定数（152人）を増減しないまま、7選挙区で定数を8増8減したものであり、上記改正の結果、上記国勢調査結果による人口に基づく選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は、1対6.48から1対4.81に縮小し、いわゆる逆転現象は消滅することとなった。

その後、平成6年改正後の参議院議員定数配分規定の下において平成7年7月及び同10年7月に施行された参議院議員通常選挙当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対4.97及び1対4.98であったところ、こうした国会における較差の縮小に向けた措置を踏まえ、最高裁平成9年（行ツ）第104号同10年9月2日大法廷判決・民集52巻6号1373頁及び最高裁平成11年（行ツ）第241号同12年9月6日大法廷判決・民集54巻7号1997頁は、上記の較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度に達しているとはいはず、上記改正をもって立法裁量権の限界を超えるものとはいえないとして、当該各選挙当時における上記議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない旨判示した。

ウ 平成12年法律第118号による公職選挙法の改正（以下「平成12年改正」という。）により、比例代表選出議員の選挙制度がいわゆる非拘束名簿式比例代表制に改められるとともに、参議院議員の総定数が10人削減されて242人とされた。定数削減に当たつては、選挙区選出議員の定数を6人削減して146人とし、比例代表選出議員の定数を4人削減して96人とした上、選挙区選出議員の定数削減については、直近の平成7年10月実施の国勢調査結果に基づき、平成6年改正の後に生じたいわゆる逆転現象を解消するとともに、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数又は人口の較差の拡大を防止するために、定数4人の選挙区の中で人口の少ない3選挙区の定数を2人ずつ削減した。平成12年改正の結果、いわゆる逆転現象は消滅したが、上記国勢調査結果による人口に基づく選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は1対4.79であって、上記改正前と変わらなかつた。

エ 平成12年改正後の参議院議員定数配分規定の下で平成13年7月に施行された参議院議員通常選挙当時において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対5.06であったところ、最高裁平成15年（行ツ）第24号同16年1月14日大法廷判決・民集58巻1号56頁（以下「平成16年大法廷判決」という。）は、その結論において、同選挙当時、上記議員定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできない旨判示したが、同判決には、裁判官6名による反対意見のほか、漫然と同様の状況が維持されるならば違憲判断がされる余地がある旨を指摘する裁判官4名による補足意見が付された。

また、上記議員定数配分規定の下で平成16年7月に施行された参議院議員通常選挙当時において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対5.13であったところ、最高裁平成17年（行ツ）第247号同18年10月4日大法廷判決・民集60巻8号2696頁（以下「平成18年大法廷判決」という。）も、その結論において、同選挙当時、上記議員定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできない旨判示したが、同判決においては、投票価値の平等の重要性を考慮すると、投票価値の不平等の是正については国会における不断の努力が望まれる旨の指摘がされた。

平成16年大法廷判決を受けて、参議院議長が主宰する各会派代表者懇談会は、「参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会」を設けて協議を行ったが、平成16年7月に施行される参議院議員通常選挙までの間に較差を是正することは困難であったため、同年6月1日、同選挙後に協議を再開する旨の申合せをした。これを受けて、同選挙後の同年12月1日、参議院議長の諮問機関である参議院改革協議会の下に選挙制度に係る専門委員会が設けられ、同委員会において各種のは是正案が検討されたが、当面のは是正策としては、較差5倍

を超えていた選挙区及び近い将来5倍を超えるおそれのある選挙区について較差の是正を図るいわゆる4増4減案が有力な意見であるとされ、同案に基づく公職選挙法の一部を改正する法律（平成18年法律第52号）が平成18年6月1日に成立した。同改正（以下「平成18年改正」という。）の結果、平成17年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は、1対4.84に縮小した。

なお、上記の専門委員会が平成17年10月に参議院改革協議会に提出した報告書に示された意見によれば、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置により較差の是正を図ったとしても、較差を1対4以内に抑えることは相当の困難があるとされている。また、同報告書においては、平成19年選挙に向けての較差の是正の後も、参議院の在り方にふさわしい選挙制度の議論を進めていく過程で、較差の継続的な検証等を行う場を設け、調査を進めていく必要があるとされた。

そして、平成18年改正後の参議院議員定数配分規定の下で平成19年7月に施行された参議院議員通常選挙（以下「平成19年選挙」という。）当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、1対4.86であったところ、最高裁平成20年（行ツ）第209号同21年9月30日大法廷判決・民集63巻7号1520頁（以下「平成21年大法廷判決」という。）は、その結論において、同選挙当時、上記議員定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできない旨判示したが、同判決は、上記のような較差は投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって、選挙区間における投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあり、上記の専門委員会の報告書に表れた意見にもあるとおり、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行うためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨指摘し、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われるよう要請した。

オ 平成18年改正後の平成20年6月に改めて参議院改革協議会の下に専門委員会が設置され、同委員会において同年12月から平成22年5月までの約1年半の間に6回にわたる協議が行われたが、平成22年7月に施行される参議院議員通常選挙（以下「平成22年選挙」という。）に向けた較差の是正は見送られる一方、平成25年に施行される参議院議員通常選挙（本件選挙）に向けて選挙制度の見直しを行うこととされた。なお、参議院改革協議会座長が平成22年5月21日付けで参議院議長に提出した報告書（甲22）によれば、平成22年5月14日に行われた上記第6回専門委員会において、「今後の大まかな工程表（案）」が了承され、平成22年選挙後、平成25年の通常選挙（本件選挙）に向けて、選挙制度の抜本的見直しの検討を直ちに開始し、平成23年中に公職選挙法の改正案を提出することになっている。

平成22年7月11日に上記の定数配分規定の下での2回目の参議院議員通常選挙として施行された選挙（平成22年選挙）当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、1対5.00に拡大していたところ、最高裁平成23年（行ツ）第51号同24年10月17日大法廷判決・民集66巻10号3357頁（以下「平成24年大法廷判決」という。）は、その結論において、平成22年選挙当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過できない程度に達しており、違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態に至っていたが、平成22年選挙までの間に参議院議員定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいはず、上記定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできないと判示した。また、平成24年大法廷判決において、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い、都道府県を参議院議員の選挙区の単位とすべき憲法上の要請はなく、都道府県を選挙区の単位として固定する結果、その間の

人口較差に起因して投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続している状況の下では、上記の仕組み自体を見直すことが必要になるとして、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる前記の不平等状態を解消する必要がある旨の指摘がされた。

カ 平成22年選挙以降、参議院に選挙制度の改革に関する検討会が発足し、同年12月22日には、参議院議長から、「参議院選挙制度の見直しについて（たたき台）」の提案があり、平成23年4月15日には、参議院議長から、上記たたき台の改訂案（甲36）が提案された。この改訂案は、現行の比例代表選出議員選挙及び都道府県単位の選挙区選出議員の選挙を廃し、全国9つのブロック単位の選挙区に人口比例により定数242人を配分するという内容であり、これによると、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対1.066になる。また、各政党からも、有権者数の少ない選挙区の合区など様々な改正案（甲23）が発表されるなどし、上記検討会及びその下に設置された選挙制度協議会において、平成25年7月に施行される本件選挙に向けて選挙制度の見直しを行うため、協議が重ねられたが、全会派の合意に基づく成案を得るには至らなかった。

そこで、本件選挙に向けて、選挙区間の議員1人当たりの人口較差を是正するため、選挙区選出議員について4選挙区で定数を4増4減することを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律案が平成24年8月に国会に提出され、同法律案は、平成24年大法廷判決の言渡し後に可決されて成立し、同年11月26日に公布、施行された。本件改正の結果、平成22年実施の国勢調査の結果に基づく最大較差は1対4.75となり、いわゆる逆転現象もなくなった。

本件改正の附則には、平成28年に行われる参議院議員の通常選挙（以下「平成28年選挙」という。）に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする旨の規定が置かれている。

もっとも、本件改正は、1票の価値の高い都道府県の定数を減らしたというのではなく、平成18年改正の際に減員区となった群馬県と栃木県の人口が200万人台であったところ、平成22年実施の国勢調査によれば、福島県と岐阜県の人口が200万人台で平成18年改正の際の減員区とほぼ同じという理由で、福島県と岐阜県の定数をそれぞれ2減したものであって、本件改正の結果、福島県と岐阜県の最大較差が1.7倍程度で特段較差が大きくなかったのが、両県の定数を減員した結果、両県の較差が3.4倍程度に拡大することになった。

キ 平成24年大法廷判決後も、選挙制度協議会における協議が継続され、平成25年3月5日に開催された選挙制度協議会（第13回）において、同協議会の座長から、各会派の意見やそれまでの協議の内容等を踏まえて論点を整理した「選挙制度協議会において検討すべき論点・座長メモ」（乙10。以下「座長メモ」という。）が示され、同年6月19日に開催された選挙制度の改革に関する検討会（第7回）において、座長から、座長メモの内容や選挙制度協議会において行われてきた協議の状況等が報告された上、平成28年参議院議員通常選挙に向けての選挙制度改革の今後の予定を記載した「今後の大まかな工程表（草案）」（乙11の2）が示された。

ク 本件選挙後、平成25年9月12日、参議院各会派代表者による懇談会が開催され、「選挙制度の改革に関する検討会」を設置することが合意され、同日、上記検討会の第1回会合で、実務的な協議を行うため、検討会の下に選挙制度協議会を設置することとされ、同月19日、上記検討会の第2回会合において、選挙制度協議会の設置に関する要綱（乙12の3）が定められ、選挙制度協議会の座長が指名され、参議院議長から「今後の大まかな工程表（案）」（乙18の2）が示された。同月27日に第1回の選挙制度協議会が開催され、今後、週1回の頻度で会合を開き、有識者からの意見聴取などを実施することが

予定されている。同年10月4日に開催された第2回の選挙制度協議会では、参議院事務局から参議院選挙制度改革のこれまでの経緯について説明を受け、協議がなされた。しかし、いまだ、参議院議員の選挙制度の抜本的な見直しに向けて具体的・本質的な協議が行われているとはいはず、平成25年から平成26年にかけての選挙制度協議会における協議や各会派における検討を経た上で、平成26年中に見直し案を取りまとめ、平成27年中に見直し法案を提出し、平成28年選挙に向け抜本的な見直しをするという予定を確認するにとどまっている。

3 原告の主張

(1) 憲法は、「主権は国民に存する」、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」と定めている。この「行動」とは、主権者たる国民が、正当に選挙された国会における代表者を通じて、国会での議事を多数決で決定して国家権力（立法権・行政権・司法権）を行使する行為を意味する。すなわち、国民主権とは、主権者たる国民の多数意見によって国家権力を行使することを意味するから、国会議員の多数意見は、国民の多数意見と等価でなければならない。そして、国会議員の多数意見が国民の多数意見と等価にするために、人口比例選挙、すなわち、各選挙区に人口比例によって定数を配分することが必要になる。

したがって、憲法は、人口比例選挙を要請している。

(2) 本件定数配分規定に基づいて実施された本件選挙において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、1対4.77であるから、明らかに人口比例選挙から乖離した状態である。

このように参議院議員定数配分規定が、人口比例選挙から乖離がある場合、そのような乖離を生ぜしめた立法裁量権の行使に合理性があることの立証責任は、被告にある。

ところで、最高裁は、参議院議員定数配分規定が、人口比例選挙から乖離した違憲状態であったとしても、国会がそれを是正する措置を講じるための合理的期間が経過しない限り、違憲にはならないとの論理を採用している。

しかしながら、現在の国会は、平成21年8月30日に施行された衆議院議員総選挙の無効が争われた最高裁平成22年(行ツ)第129号同23年3月23日大法廷判決(集民236巻249頁)及び平成22年選挙の無効が争われた平成24年大法廷判決によって「違憲状態」と判断された選挙によって選出された立法等を行う資格のない者で構成されているから、立法裁量権を行使できる余地はない。

したがって、国会に裁量権があることを前提とする、違憲状態の参議院議員定数配分規定を是正するために合理的な期間が経過することが必要であるという論理を採用することはできない。

仮に合理的な期間が経過することが必要であるとの論理を採用できたとしても、その合理的な期間の起算日は、参議院議員の選挙制度の構造的問題及びその仕組み自体の見直しの必要性を指摘した平成21年大法廷判決の言渡日である平成21年9月30日である。平成22年5月には、参議院の選挙制度改革のために設置された専門委員会は、参議院議長に対して、平成25年に行われる選挙(本件選挙)に向けて、平成23年度中に選挙制度の見直しをする法案を提出することを合意した旨の報告書を提出している。にもかかわらず、国会は、本件選挙までに選挙制度の抜本的な見直しを怠ったのであるから、違憲状態を是正するための合理的期間は徒過している。

以上によれば、本件定数配分規定は違憲であり、それに基づいて施行された本件選挙も、違憲である。

(3) 裁判官は、憲法99条により、選挙が憲法に違反すると判断した場合は、憲法98条1項の明文に従って、当該選挙を無効と判決する義務があるから、事情判決の法理を用いること自体が違憲である。

また、本件選挙については、47選挙区全ての選挙について違憲無効訴訟が提起されており、仮に47選挙区の全ての選挙について違憲無効判決がなされたとしても、参議院は、96人の比例代表選出議員と平成22年選挙によって選出された73人の選挙区選出議員の合計169人で構成され、参議院の総議員数を242人としても、定足数である3分の1を超えるので、参議院としての活動に支障はなく、国会が混乱に陥ることはない。

したがって、本件に事情判決の法理を適用すべきでない。

4 被告の主張

(1) 平成24年大法廷判決は、都道府県を選挙区の単位として各選挙区の定数を定める仕組みを維持することが、投票価値の不平等という違憲の問題を生じさせることを初めて明記したという点で、これまでの大法廷判決とは大きく異なる判断を示したといえる。

しかし、都道府県を単位として各選挙区の定数を定める現行の選挙制度の仕組みは、制度創設以来60年余り不変であって、国民の間に深く浸透し、近年まで合理的なものとして定着してきたのであるから、このような制度の見直しには、国民的な議論を踏まえた複雑かつ高度に政策的な考慮と判断を要する。現に、国政に地方の声を反映する機能が損なわれることに反対する意見や、民意の反映という観点から人口比例のみに偏った選挙制度に疑問を呈する意見など様々な意見がある。平成24年大法廷判決も、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、全体の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものと判示している。

本件選挙は、平成24年大法廷判決の言渡しから9か月余り後に施行されたものであり、上記のような国民各自、各層に激しい利害・意見の対立がある中、専門的・多角的検討を踏まえてこれらを調整し、平成24年大法廷判決を踏まえた上記のような抜本的改革を内容とする立法的措置を講じる期間として余りに短いといわざるを得ない。

(2) 平成22年選挙以降、参議院では、正副議長及び各会派の代表により構成される「選挙制度の改革に関する検討会」及びその検討会の下に選挙制度協議会が設置され、平成25年7月に施行される本件選挙に向けて選挙制度の見直しを行うため、平成24年7月までの間に計11回にわたり協議が重ねられたが、全会派の合意に基づく成案を得るには至らなかった。

平成24年大法廷判決後、4選挙区で定数を4増4減することを内容とする本件改正が行われた結果、本件選挙時の最大較差は、前回の平成22年選挙時の1対5.00と比べて1対4.77に縮小し、いわゆる逆転現象もなくなった。そして、本件改正の附則に、平成28年に施行される参議院議員通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得る旨定められた。

前記(1)のとおり、平成24年大法廷判決が都道府県を単位として各選挙区の定数を定めるという仕組み自体を見直すことを初めて明示するまでは、都道府県単位の仕組みを維持した上で、これまでの最高裁によって違憲状態ではないとされてきた最大較差5.85ないし4.86を下回る較差とする方向で改正を検討することは、投票価値の平等を可及的に実現するための過渡的な対応として、国会に許された合理的裁量の範囲内であったといえる。この意味で、本件改正によって最大較差が1対4.77にまで縮小したことは、正当に評価されるべきである。

平成24年大法廷判決も、本件選挙が、4選挙区で定数を4増4減するものにとどまるが、本件改正の附則において平成28年選挙に向けて選挙制度の抜本的見直しを行うことを定めた改正公職選挙法の下で実施されることを予想していたところであり、本件選挙が、昭和40年施行の参議院議員通常選挙時以来の低い最大較差に縮小されて施行されたことが、国会の裁量権の限界を超えると判断されることとは予定していない。

(3) 本件改正の附則を踏まえて、平成24年大法廷判決後から本件選挙までの間

に、選挙制度協議会において計3回にわたり協議を重ねており、平成25年3月5日に開催された選挙制度協議会の第13回会合において、同協議会の座長から、各会派に対し、各会派の意見やそれまでの協議の内容等を踏まえて論点を整理した座長メモが示され、同年6月19日に開催された選挙制度の改革に関する検討会の第7回会合において、平成25年から平成26年にかけての選挙制度協議会における協議や各会派における検討を経た上で、平成26年中に選挙制度協議会の報告書を取りまとめ、平成27年中に見直し法案を提出し、平成28年選挙から新制度が適用されるという「今後の大まかな工程表（私案）」が示された。

このように、国会は、本件選挙までに、選挙制度の改革に真摯に取り組んでいたということができ、このような取組みは、正当に評価されるべきである。

(4) 本件選挙後も、前提事実(5)クのとおり、参議院の選挙制度の改革に関する検討会及び選挙制度協議会において、参議院議員の選挙制度の抜本的な改革に向けた議論が重ねられてきており、今後は、参議院議長から示された工程表（乙18の2）に従って議論が加速していくことが十分期待される状況にある。

(5) 以上の事情を総合考慮すれば、本件選挙までの間に本件定数配分規定を更に改正しなかったことが、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 憲法は、「主権が国民に存する」、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」とし、国民主権及びこれに基づく代表民主制の原理を定めている。そして、国民主権に基づく代表民主制においては、国民は、その代表者である国会の両議院の議員を通じてその有する主権行使し、国政に参加するものであるところ、国民主権を実質的に保障するためには、国民の多数意見と国会の多数意見が可能な限り一致することが望まれる。

また、法の下の平等を定めた憲法14条1項は、選挙権に関しては、国民は全て政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち、投票価値の平等を要求しているものと解される。

このように、国政選挙における投票価値の平等は、国民主権・代表民主制の原理及び法の下の平等の原則から導かれる憲法の要請である。

2 憲法は、両議院の議員の定数、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（43条2項、47条）、両議院の議員の各選挙制度をどのような仕組みにするかについて国会に裁量権があることを認めている。

ところで、憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認め（59条ないし61条、67条、69条）、その反面、参議院議員の任期を6年の長期とし、解散

（54条）もなく、選挙は3年ごとにその半数について行う（46条）と定めている。その趣旨は、参議院に多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、二院制の下における参議院の上記の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にどのように反映させていくかということは、国会の合理的な裁量に委ねられている。

しかしながら、前記1のような国民主権・代表民主制の原理の趣旨や法の下の平等の原則にかんがみれば、投票価値の平等は、最も基本的な要請とされるべきであるから、国会は、選挙に関する事項を法律で定めるに当たり、選挙区制を採用する際は、投票価値の平等を実現するように十分に配慮しなければならない。また、参議院は、憲法上、衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき

理由はない。

したがって、投票価値の平等に反する選挙に関する定めは、合理的な理由がない限り、憲法に違反し無効というべきである。

3 前提事実及び証拠（乙1）をもとに、上記のような見地から、本件定数配分規定の合憲性について検討・判断する。

(1) 本件改正前の参議院議員定数配分規定に基づいて施行された平成22年選挙に係る選挙無効請求訴訟において、平成24年大法廷判決は、選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差が1対5.00であったことについて、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている旨判断した。

平成22年選挙後、4つの選挙区において議員定数を4増4減するという内容の本件改正がなされたが、それでも、本件選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、1対4.77と5倍に匹敵する程度の較差であり、較差が4倍を超える選挙区が6選挙区あり、較差が3倍を超える選挙区が岡山県を含めて11選挙区（本件改正によつて定数が減員された福島県と岐阜県も含まれている。）に及んでおり、投票価値の不平等状態は依然として継続している。

また、選挙区選挙の定数中の過半数を選出するのに必要な選挙区数とその選挙人数を計算すると、47選挙区中最も議員1人当たりの有権者数が少ない鳥取県選挙区から、議員1人当たりの選挙人数が順次増加する府県の選挙区の議員定数を合算していくと、31番目の熊本県選挙区までで選挙区選出議員の過半数を超える74名になるが、その選挙人数の合計は3611万8687人であって、全有権者数の約35%にとどまる。すなわち、全有権者数の3分の1強の投票で、選挙区選出議員の過半数を選出することができるのであって、このような観点からしても、本件定数配分規定の投票価値の不平等さは甚だ顕著であるといえる。

したがって、本件定数配分規定は、本件選挙当時、憲法の投票価値の平等の重要性に照らして看過し得ない程度に達しており、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていると認められる。

(2) もっとも、憲法は、両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定めると規定しており（47条）、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるかの決定を国会の裁量に委ねているから、投票価値の著しい不平等状態が生じているということをもって、直ちに憲法に違反するということはできず、投票価値の著しい不平等状態が相当期間継続しているにもかかわらず、これを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合に、当該議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

前提事実（5）エのとおり、平成17年10月に専門委員会が参議院改革協議会に提出した報告書によれば、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置により較差を正を図ったとしても、較差を1対4以内に抑えることは相当困難があるとされており、平成21年大法廷判決は、平成19年選挙における選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、投票価値の平等という観点から、なお大きな不平等が存する状態であるとした上で、前記の専門委員会の報告書を踏まえて、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、選挙区間における選挙人の投票価値の較差の縮小を図るために、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要になると指摘した上で、投票価値の平等が憲法上の要請であることにかんがみると、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて適切な検討が行われることが望まれると判示している。したがって、国会は、遅くとも、平成21年大法廷判決が言い渡された平成21年9月30日から、単に各

選挙区の定数を振り替えるといった改正にとどまるのではなく、参議院議員の選挙制度の抜本的改革を内容とする立法的措置を講じなければならない責務があつたといえる。

この点、被告は、平成24年大法廷判決が、初めて、都道府県を選挙区の単位として各選挙区の定数を定める仕組みを維持することが、投票価値の不平等という点で違憲の問題を生じさせることを明示したものであつて、これまでの大法廷判決と大きく異なる判断をして、選挙制度の抜本的改革を内容とする立法的措置を講じなければならなくなつたのは、平成24年大法廷判決の言渡しからである旨主張する。しかしながら、平成24年大法廷判決は、都道府県を選挙区の単位とした選挙制度の仕組みの見直しを明示したという点については、初めての判断であるといえるが、平成21年大法廷判決が、前記のとおり現行の選挙制度を前提にした較差是正の限界を指摘した専門委員会の報告書を踏まえて選挙制度の仕組み自体の見直しの必要性を指摘し、国会において速やかに適切な検討を行うよう要請しているのであるから、この選挙制度の仕組み自体の見直しの中には、当然、都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の見直しも含まれていると解される。平成24年大法廷判決は、昭和52年選挙から5倍前後の最大較差が常態化する中で、平成16年大法廷判決において、複数の裁判官の補足意見により較差の状況を問題視する指摘がされ、平成18年大法廷判決において、投票価値の不平等の是正については国会における不断の努力が望まれる旨の指摘がされ、平成21年大法廷判決において、投票価値の大きな不平等状態の是正のために選挙制度の仕組み自体の見直しが速やかに必要であると指摘されたにもかかわらず、国会が選挙制度の仕組みについての抜本的な見直しを講じることなく、平成22年選挙において5倍の最大較差を生じさせていたことを踏まえて、国会が講じるべき是正措置についてより明示的に指摘したのであって、これまでの大法廷判決と大きく異なる判断をしたものではない。

ところで、平成21年大法廷判決においても指摘されているとおり、現行の選挙制度の仕組みを大きく変更するには、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が必要であり、事柄の性質上課題も多く、その検討に相応の時間を要するといえる。

しかしながら、平成21年大法廷判決から本件選挙までの間、約3年9か月の期間が存在し（顕著な事実）、前提事実（5）才のとおり、平成22年5月21日には、参議院改革協議会座長から参議院議長に対して、平成22年選挙後、平成25年の通常選挙（本件選挙）に向け、選挙制度の抜本的な見直しの検討を直ちに開始し、平成23年中に公職選挙法改正案を提出する旨の報告がされたにもかかわらず、結局は、4選挙区において議員定数を4増4減するという本件改正にとどまり、本件選挙までに選挙制度の抜本的な見直しを講じた具体案を国会に上程することすらしておらず、国会が選挙制度の改革に真摯に取り組んでいたというには大きく疑問が残る。

そして、本件改正の附則には、平成28年選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする旨の規定が置かれているが、前記のとおり、平成22年5月の時点では、本件選挙までに参議院議員の選挙制度の抜本的な見直しを行うとされながら、これを行わずに従前どおり、選挙区の定数の振り替えを内容とする本件改正に至ったこと、本件選挙後の選挙制度の改革に向けての検討状況を見ても、前提事実

（5）キのとおり、平成25年から平成26年にかけての選挙制度協議会における協議や各会派における検討を経た上で、平成26年中に見直し案を取りまとめ、平成27年中に見直し法案を提出するという予定を確認するにとどまり、いまだ、選挙制度の抜本的な見直しに向けて具体的・本質的な協議が行われているとは認められない。以上に照らすと、本件改正の附則どおりに、平成28年選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しをした法案が成立するという見通しは、甚だ不透明であるといわざるを得ない。

被告は、平成24年大法廷判決は、4選挙区において議員定数を4増4減するにとどまるという本件改正のもとで本件選挙が施行されることを予想していたものであつて、本件選挙が昭和40年施行の選挙時以来の低い最大較差において施行されることが、国会の裁量権

の限界を超えると判断することを予定していない旨主張する。しかし、平成24年大法廷判決は、あくまでも平成22年選挙における投票価値の著しい不平等状態が、国会の裁量権の限界を超えるか否かを判断するに当たって、平成22年選挙までの国会の検討が現行の制度の仕組み自体の見直しに向けて行われていたものであったとの評価を基礎付ける一つの事情として、本件改正の附則を摘示したものと解され、当然のことであるが、本件選挙が違憲であるか否かを判断したものではない。また、平成24年大法廷判決は、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる不平等状態を解消する必要があると国会に要請しているのであって、「できるだけ速やかに」という文言が、平成24年大法廷判決の言渡しから約3年9か月先の平成28年選挙を指すとは考え難い。

投票価値の著しい不平等状態の是正は、国民主権に直結する極めて重要な問題であることからすれば、他の懸案問題に優先して取り組むべきものであり、東日本大震災の対応や景気回復等国会が取り組まなければならない課題が山積していることを最大限考慮しても、平成17年の専門委員会の報告書において、現行の選挙制度の構造的問題が指摘され、平成21年大法廷判決において、選挙制度の仕組み自体の見直しの必要性を指摘した上で、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれると要請され、平成24年大法廷判決も、「できるだけ速やかに」違憲の問題が生ずる不平等状態を解消する必要がある旨要請されていたにもかかわらず、本件選挙までの間に、投票価値の著しい不平等状態を是正する案を国会に上程すらできなかつたことについて合理的な理由があるとはいえない。

以上のような事情を考慮すれば、本件選挙までの間に、国会が、投票価値の著しい不平等状態を是正する措置を講じなかつたことは、国会の裁量権の限界を超えるものといわざるを得ず、本件定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたといえる。

(3) なお、本件定数配分規定は、議員総数と関連させながら、複雑、微妙な考慮の下で決定され、一定の議員総数の各選挙区への配分として相互に有機的に関連するものであり、その意味で不可分一体をなすと考えられるから、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解される（最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁参照）。

4 本件選挙の効力について

前記のとおり、本件定数配分規定は、憲法に違反し、無効というべきであるから（憲法98条1項）、憲法に違反する本件定数配分規定に基づいて施行された本件選挙のうち岡山県選挙区における選挙も無効とすべきである。

選挙を無効とする旨の判決の効果については、憲法に違反する法律は原則として当初から無効であり（憲法98条1項）、これに基づいてなされた行為の効力も否定されるべきであるから、無効判決の対象となつた選挙により選出された議員がすべて当初から議員としての資格を有しないと解する余地がある。しかし、このように解すると、既にこれらの議員によって組織された参議院の議決を経た上で成立した法律等の効力にも問題が生じるという憲法が所期しない著しく不都合な結果を招くことになるから、このような解釈は採用できない。本件選挙訴訟は、将来に向かって形成的に無効とする訴訟である公職選挙法204条に基づくものであることにかんがみれば、無効判決確定により、当該特定の選挙が将来に向かって失効するものと解すべきである。

なお、本件選挙において、無効判決が確定した一部の選挙区における選挙のみ無効とされ、他の選挙区における選挙はそのまま有効とされた場合には、本件定数配分規定の改正を含むその後の参議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区から選出された議員を欠いた状態で行われることになる。また、原告の主張によれば、本件選挙について、47選挙区の全ての選挙において選挙無効訴訟が提起されているというのであるから、全ての選挙区選出議員

を欠く状態になることも考えられる。このような状態は、憲法上望ましい姿ではない。

しかしながら、国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること、無効判決がなされても、無効判決が確定した選挙区における選挙の効力についてのみ、判決確定後将来にわたって失効するものと解されること、仮に本件選挙における47選挙区の全ての選挙が無効になったとしても、平成22年選挙によって選出された議員と本件選挙における比例代表選挙による選出議員は影響を受けず、これらの議員によって、本件定数配分規定を憲法に適合するように改正することを含めた参議院としての活動が可能であることなどを考慮すれば、長期にわたって投票価値の平等という憲法上の要請に著しく反する状態を容認することの弊害に比べ、本件選挙を無効と判断することによる弊害が大きいということはできない。

したがって、現在国会において選挙制度の仕組み自体の見直しを含む改革に向けての検討が行われていることを十分考慮しても、本件選挙を違憲としながら、選挙の効力については有効と扱うべきとのいわゆる事情判決の法理を適用することは相当ではない。

5 結論

以上によれば、本件定数配分規定は憲法に違反し無効であり、本件定数配分規定に基づいて施行された本件選挙のうち岡山県選挙区における選挙も無効であるといわざるを得ないから、原告の請求は理由がある。

よって、主文のとおり判決する。

第2部

(裁判長裁判官 片野悟好 裁判官 濱谷由紀 裁判官 山本万起子)

別紙

参議院選挙区別 有権者数、定数、較差

る。前記の選挙制度調査会の答申及びその後の立法作業に関する国会の工程表は、平成二八年一二月以前に是正のための制度改正を完了することを目標としているが、前記認定の諸事情を考慮すると、これは是正のための合理的な期間として認められる最大限度であるというべきである。したがって、国会において上記の目標期限までに平成二三年大法廷判決の趣旨に沿う内容の制定改正が完了せずに、そのまま次の選挙が行われた場合は、当該選挙については、合理的な期間内に是正がされなかつたものとして違法となり、その効力が問題となり得るといわざるを得ない。

国会においては、上記の期間内に確実に選挙制度調査会の答申及びそれを踏まえた立法措置がされるべきであると考える。

五 爭点(3) (その他の違法事由の有無)

憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方

法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（憲法四三条二項、四七条）、選挙制度の仕組みの決定について国

会に広範な裁量が認められている。そして、同時に行われる二つの選挙に同一の候補者が重複して立候補することを認めるか

別紙一～三へ略

否かは、上記の仕組みの一つとして、国会が裁量により決定することができる事項である。また、重複して立候補することを認める制度において、一の選挙において当選人となれなかつた者が他の選挙において当選人とされることがあるのは当然の帰結である。したがつて、重複立候補制を採用

つても比例代表選挙の名簿順位によつては同選挙において当選人となることができる（最高裁平成二一年行(ツ)第八号同一二年一月一〇日大法廷判決・民集五三卷八号一五七七頁参照）。

六 結論

以上によれば、本件選挙時において、本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたが、憲法上要求される合理的な期間内における是正がされなかつたとまではいえず、本件選挙区割りを定めた公職選挙法の規定が憲法一四条一項等の憲法の規定に違反するとはいえない。また、本件選挙にその他の違法事由はない。

二 訴訟費用は、被告らの負担とする。

よつて、各選挙区における選挙を無効とすることを求める原告らの請求は、その余の争点について判断するまでもなく、いずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 龍澤 泉 裁判官 中平 健 松田典浩）

〔選挙無効請求事件、福岡高裁平二六年四号、平27・3・25民二部半決、棄却（上告）〕

福岡高裁判決全文（違憲）

〔選挙無効請求事件、福岡高裁平二六年四号、平27・3・25民二部半決、棄却（上告）〕

（当事者）別紙当事者目録記載のとおり

【本文】一 原告らの請求をいずれも棄却する。ただし、平成二六年一二月

二 前提となる事実

一四日に行われた衆議院議員選挙の小選挙区福岡県第一区ないし第一区、佐賀県第一区及び第二区、長崎県第一区ないし第四区、熊本県第一区ないし第五区、大分県第一区なし第三区における選挙は、いずれも違法である。

二 訴訟費用は、被告らの負担とする。

本件選挙の小選挙区選挙は、平成二六年一二月一四日、公職選挙法（平成二五年法律第六八号による改正後のもの。以下「平成二五年改正法」という。）一三条一項及び別表第一（以下「本件区割規定期」といふ、上記改正前のそれを「旧区割規定期」といふ場合がある。）による選挙区割り（以下「本件選挙区割り」という。）の下で施行された。

〔事実及び理由〕第一 請求

平成二六年一二月一四日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の福岡県第一区ないし第一区、佐賀県第一区及び第二区、長崎県第一区ないし第四区、熊本県第一区ないし第五区、大分県第一区なし第三区における選挙を無効とする。

第一 事案の概要

一 本件は、平成二六年一二月一四日に施行された衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、それぞれ小選挙区福岡県第一区ないし第一区、佐賀県第一区及び第二区、長崎県第一区ないし第四区、熊本県第一区ないし第五区、大分県第一区なし第三区（以下併せて「本件各選挙区」という。）の各選挙人である原告

らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「本件小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効であると主張して、公職選挙法二〇四条に基づき提起した選挙無効訴訟であつた。

（編注・本誌では証拠の表示）

本件の前提として、当事者間に争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実関係は、以下のとおりである。

(1) 本件選挙の施行等（争いのない事実）

本件選挙の小選挙区選挙は、平成二六年一二月一四日、公職選挙法（平成二五年法律第六八号による改正後のもの。以下「平成二五年改正法」という。）一三条一項及び別表第一（以下「本件区割規定期」といふ、上記改正前のそれを「旧区割規定期」といふ場合がある。）による選挙区割り（以下「本件選挙区割り」という。）の下で施行された。

(2) 当事者等（争いのない事実）

原告X₁は、本件選挙の福岡県第一区の選挙人、同X₂は、同福岡県第二区の選挙人、同X₃は、同福岡県第三区の選挙人、同X₄は、同福岡県第四区の選挙人、同X₅は、同福岡県第五区の選挙人、同X₆は、同福岡県第六区の選挙人、同X₇は、同福岡県第七区の選挙人、同X₈は、同福岡県第八区の選挙人

人、同X₉は、同福岡県第九区の選挙人、同X₁₀は、同福岡県第一〇区の選挙人、同X₁₁は、同佐賀県第一区の選挙人、同X₁₂は、同佐賀県第二区の選挙人、同X₁₃は、同長崎県第一区の選挙人、同X₁₄は、同長崎県第二区の選挙人、同X₁₅は、同長崎県第二区の選挙人、同X₁₆は、同長崎県第三区の選挙人、同X₁₇は、同長崎県第四区の選挙人、同X₁₈は、同熊本県第一区の選挙人、同X₁₉は、同熊本県第二区の選挙人、同X₂₀は、同熊本県第三区の選挙人、同X₂₁は、同熊本県第四区の選挙人、同X₂₂は、同熊本県第五区の選挙人、同X₂₃は、同大分県第一区の選挙人、同X₂₄は、同大分県第二区の選挙人、同X₂₅は、同大分県第三区の選挙人である。

(3) 本作選考用例の書寫編述 (手稿の全

大臣に勧告するものとされ（区画審設置法二条）、上記改定案を作成するに当たつての選挙区の区割りの基準として、①各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上にならないようにしてることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないこと（同法三条一項）、②各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ一を配当した上で（以下、このことを「一人別枠方式」という。）これに、衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすること（同二条一項）が定められた（以下、この区割基準を「旧区割基準」といい、この規定を「旧区割基準規定」という。）。

イ 平成八年一〇月二〇日、旧区割基準規定の下、衆議院議員総選挙が施行されたが、同選挙のうち小選挙区選挙の効力が争われた選挙無効訴訟において、最高裁判所は、一人別枠方式を含む区画審設置法に規定される基準は投票価値の平等との関係において国会の裁量の範囲を逸脱するものということはできず、選挙区間における人口の最大較差一対二・三〇九（平成七年一〇月に実施された国勢調査によるもの）が示す選挙区間における投票価値の不平等は、一般に合理性を有するとは考えられない程度に達しているとまでいうことができず、旧区割規定が憲法一四条等に違反するとはいえないと判示した（最高裁平成一一年何々第七号同一二年一月一〇日大法廷判決・民集五三巻八号一四四一頁、以下「平成一年大法廷判決」という。）。

ウ 平成一二年六月二十五日にも、旧区割規定の下、衆議院議員総選挙が施行されながら、同選挙の効力が争われた選挙無効訴訟においても、最高裁判所は、旧区割規定が憲法に違反するとはいえない旨判示した（最高裁平成一三年何々第二二三号同一二年一二月一八日第三小法廷判決・民集五五七号一六四七頁）。なお、同選挙当時の選挙区間における選挙人数の最大較差は、一対二・四七であった。

エ 区画審は、平成一二年一〇月に実施された国勢調査（以下「平成一二年国勢調査」という。）の結果に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関し、各都道府県の議員の定数につきいわゆる「五増五減」とする改定案を作成して内閣総理大臣

に勧告し、これを受けて、その勧告どおり選挙区割りの改定を行ななどを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律（平成一四年法律第九五号）。以下「平成一四年改正法」という。が成立した。

オ 平成一七年九月一日、平成一四年改正法により改定された選挙区割りの下で衆議院議員総選挙が施行されたが（なお、同選挙当日における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数の最大較差は一対二・一七一（平成一二年国勢調査の結果によれば、選挙区間の人口のそれは一対二・〇六四）であつた）、同選挙のうち小選挙区選挙の効力が争われた選挙無効訴訟において、最高裁判所は、旧区画審設置法に規定される基準は憲法の規定に反するものではなく、平成一二年国勢調査による人口を基に旧区割規定を定めたことが投票価値の平等との関係において国会の裁量の範囲を逸脱するものであるということはできない旨判断した（最高裁平成一八年四月第一七六号同一九年六月一三日大法廷判決・民集六一巻四号一六一七頁、以下「平成一九年大法廷判決」という。）。

カ 平成二年八月三〇日、衆議院議員総選挙（以下「平成二年選挙」という。）が施行されたが（議員一人当たりの選挙人數の最大較差は、高知県第三区と千葉県第四区との間の一対二・三〇四であり、高知県第三区と比べて較差が二倍以上となつている選挙区は四五選挙区）、同選挙のうち小選挙区選挙の効力が争われた選挙無効訴訟において、最高裁判所は、当時、旧区画設置法三条の定める衆議院小選挙区選出

議員の選挙区割りの基準のうち、同条二項のいわゆる一人別枠方式に係る部分は、選くとも平成二年選挙時においては、その立法時の合理性が失われたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つてしまふ。同基準に従つて平成一四年に改定された公職選挙法三條一項、別表第一の定めは正がされなかつたとはいえず、上記各規定が憲法一四条一項等の規定に違反するものということはできないとした上で、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的な期間内に上記の状態を解消するため、できるだけ速やかに旧区割基準中の一人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法三條一項の趣旨に沿つて区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨判示した（最高裁平成二年（平）第一〇一七号同二三年三月二三日大法廷判決・民集六五巻二号七五五頁、以下「平成二三年大法廷判決」という。）。

キ 平成二三年大法廷判決を受けて、国においては、投票価値の最大較差のは正に向けた選挙制度の改革が議論され、各都道府県の議員定数につきいわゆる○増五減（各都道府県の選挙区数を増やすことなく議員一人当たりの人口の少ない五県の各選挙区数をそれぞれ一減すること）を行うことと、旧区割基準のうち一人別枠方式に係る部分を削除することを内容とする改正法案

が平成二四年一月六日に成立した（衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律。以下「平成二四年改正法」という。）。平成二四年改正法による改正後は、旧区画審設置法三条一項が同改正後の区画審設置法三条となり、同条の基準が選挙区割りの改定案を策定するに当たつての基準として定められている。（以下この基準を「本件区割基準」という。）

平成二四年改正法は、各選挙区の人口が、人口の最も少ない都道府県（鳥取県）の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口を基準として、当該人口の二倍未満であるようにする内容のもの（附則三条二項一号）である。

ク 平成二四年改正法の成立と同日に衆議院が解散され、平成二四年一二月一六日、衆議院議員総選挙が施行された（以下「平成二四年選挙」という。）平成二四年改正法のうち、一人別枠方式の廃止に係る部分については、平成二四年選挙前に施行されていたが、平成二四年改正法の内容に沿つて選挙区割りを改定するためには、区画審が新たな区割りの改定案を作成して、それを勧告し、この勧告に基づき旧区割規定を改正することを要するため、平成二四年選挙は旧区割規定の定める選挙区割りの下で施行された。

なお、平成二四年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第三区と選挙人数が最も多い千葉県第四区との間の一対一・四二五

ケ 区画審は、平成二四年選挙後の平成二五年三月二八日、内閣総理大臣に対し、平成二四年改正法附則に規定された基準に基づき、各都道府県の選挙区数の〇増五減を前提に、選挙区間の人口較差が二倍未満となるよう一七都県の四二選挙区において区割りを改めることを内容とする選挙区割りの改正案を勧告し、内閣が第一八三回国会において、上記改定案に基づく選挙区割りの改定を盛り込んだ平成二四年改正法の一部を改正する法律案を衆議院に提出した。この改正法案は、平成二五年四月二三日、衆議院で可決されたが、参議院では同日の送付から六〇日の経過後も議決に至らなかつたため、同年六月二十四日、衆議院において、参議院で否決されたものとみなされた上で出席議員の三分の二以上の多数決により再可決され（憲法五九条二項、四項）平成二五年法律第六八号として成立し（參議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律、平成二五年改正法）、同月二八日に施行され、これにより、平成二三年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は一対一・九九八・縮小された。

旧区割規定の定める選挙区割りは、平成二年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたこと、選挙区間の較差が平成二年選挙時よりも更に拡大して最大較差が二・四二五倍に達していたものであり、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものであるが、一人別枠方式を定めた旧区画審設置法三条二項の規定が削除され、かつ、全国の選挙区間の人口較差を二倍未満に収めることを可能とする定数配分と区割り改定の枠組みが定められていたこと等の諸事情に照らすと、国会における是正の実現に向けた取組や平成二三年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかつたということはできないとして、憲法上要求される合理的期間における是正がされなかつたとはいえず、旧区割規定が憲法四条一項等の憲法の規定に違反するものではない旨判断した（最高裁平成二五年行ツ第二〇九号ないし第二一一号同二五年一月二〇日大法廷判決・民集六七巻八号一五〇三頁、以下「平成二五年大法廷判決」という。）。

調査会」(以下「選挙制度調査会」という。)が設置された。諮問事項は、現行制度を含めた選挙制度の評価、衆議院議員定数削減の処理、一票の較差を是正する方途等であり、各会派は、選挙制度調査会の答申を尊重するものとされている。

選挙制度調査会においては、当時の衆議院議員の任期である平成二八年一二月を念頭に、立法作業や周知期間を考慮して答申を行うため、一ヶ月に一回ないし二ヶ月に三回程度の間隔で会合を開催するものとされ、平成二六年九月一日、同年一〇月九日、同年二〇日、同年一一月二〇日に会合が行われた。

シ 平成二六年一一月二一日の衆議院の解散に先立つて開催された衆議院運営委員会の理事会において、本件選挙後に選挙制度調査会を再開することが合意され、本件選挙後に就任した衆議院議長も、就任後の記者会見において、選挙制度調査会を継続させた上で、結論を急ぐ考えを示した。そして、本件選挙後の事情についてみると、平成二六年一二月二六日に開催された衆議院運営委員会の理事会において、選挙制度調査会を存続する方針が確認され、平成二七年二月九日及び同年三月三日に会合が予定されている。

(4) 本件選挙における投票価値等(△証拠)

(1) 主位的主張

ア 本件区割規定に基づく議員の配分は憲法に違反する。

本件選挙は、平成二六年一一月二一日の衆議院解散に伴い、同年一二月四日公示され、同月一四日、本件選挙区割りの下で施行されたが、本件選挙における議員一人当たりの登録有権者数の較差は、その最小の

宮城県第五区と最多の東京都第一区との間では一対二・一二九であり、宮城県第五区と比べて較差が二倍以上となっている選挙区は一三選挙区であった。

本件各選挙区についてみると、宮城県第

五区と福岡県第一区ないし第一一区は、それぞれ一・七六四(第一区)、一・九五三(第二区)、一・七六六(第三区)、一・五〇三(第四区)、一・七八九(第五区)、一・六〇八(第六区)、一・三一〇(第七区)、一・五六四(第八区)、一・六七五(第九区)、一・七七〇(第十区)、一・一四八(第一一区)、佐賀県第一区及び第二区は、一・四一六(第一区)、一・五三(第二区)、一・四九九(第一区)、一・四一五(第三区)、熊本県第一区ないし第五区は、一・六一〇(第一区)、一・三一二(第二区)、一・一八一(第三区)、一・二一五(第四区)、一・〇六五(第五区)、大分県第一区ないし第三区は、一・六〇六(第一区)、一・二五九(第二区)、一・三五三(第三区)である。

三 原告らの主張

本件区割規定に基づく議員の配分は憲法に違反する。

イ 合理的期間の判例法理は、憲法の最判例選挙の原則に反する。

ウ 情事判決の法理は、公職選挙法二十九条一項所定の訴訟について、行政事件訴訟法二条を準用しない旨の同項の明文の定めにもかかわらず、当該行政処分が違法であつても、これを取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められる限り、裁判所において、これを取り消さないとする一般的な法の基本原則を該当選挙に適用するものであり、憲法九八条一項により違憲無効である。

(2) 予備的主張

ア 憲法の要求する合理的期間内における是正について

イ 国会議員は、日本国民によって、正當に選挙された全国人民を代表する国会における代表者であり、公的な存在であり私的な存在ではない。そして、憲法四三条一項は、国会議員が、全国民を代表して、国会の活動をすることを要求しており、国会議員が自らの私益のために、国会の活動をすることを禁止している(憲法九九条)。

そうすると、国会議員は、選挙区割りの改正のための国会での活動において、国会機関としてそれが自己の身分の喪失に関わり得る事項であつても、一切私益によることなく、公益のために選挙区割りに関する

求に反していると判断している「一人別枠方式」を実質的に廃止していない、いわゆる「〇増五減」の平成二五年改正法の下における区割り規定に基づいており、人口比

五年大法廷判決は、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置をできるだけ速やかに、かつ着実に講ずる必要がある堅緊の課題であると判示している。そうすると、国

会は、平成二三年大法廷判決言渡日である平成二三年三月二三日から本件選挙日である平成二六年一二月一四日まで三年八か月二二日経過したにもかかわらず、上記立法的措置を講じていないのであるから、合理的期間を徒過している。

(ア) 最高裁昭和四九年(行)第七五号同

(イ) 平成二三年大法廷判決及び平成二

五年大法廷判決は、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置をできるだけ速やかに、かつ着実に講ずる必要がある堅緊の課題であると判示している。そうすると、国会議員が自らの私益のために、国会の活動をすることを禁止している(憲法九九条)。そうすると、国会議員は、選挙区割りの改正のための国会での活動において、国会機関としてそれが自己の身分の喪失に関わり得る事項であつても、一切私益によることができないままの異常な状態の下で行わざるを得ないことになるのであつて、このような結果は、憲法上決して望ましい姿

ではなく、また、その所期するところでもないことから、いわゆる事情判決の法理を採つた。しかし、①本件選挙日現在、衆議院は小選挙区選出議員二九五人と比例代表選出議員一八〇人から成つてゐるので、前者の議員が全員失格しても、後者の議員によつて衆議院の活動を行ひ得るし、②本件訴が提起されていることからすれば、本件選挙では、全二九五小選挙区で選挙無効訴えが提起が違憲違法であれば事情判決の法理を探ることはできない。

(1) 本件選挙が無効となると、①全二九五小選挙区選出議員の失格、②総理大臣及び各大臣の失格、③公職選挙法に基づく再選挙に関する各条項に基づく新国會議員の選出、④新内閣總理大臣の指名及び任命、⑤新各大臣の任命が必須となるが、国民にとって、憲法と公職選挙法の再選挙に関する各条項に従つた、法治国家では当たり前の出来事であつて、社会的混乱はあり得ない。よつて、本件選挙が違憲違法であれば事情判決の法理を探ることはできない。

することを基本としなければならないこととを定めた区画審設置法三条の趣旨に沿うものであり、その結果、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は解消された。もつとも、一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決したとはいえないことから、その後の人口変動の結果、本件選挙当日の選挙区間における議員一人当たりの選挙人數の最大較差が二倍を超える状態が発生したが、上記問題の解決は、今後の国勢調査の結果を踏まえ、区画審による選挙区割りの改定案の勧告や、これに基づく新たな選挙区割りを定める法改正が予定されていたのであるから、その間の人口変動による選挙人数の最大較差の拡大は一定程度避け難いものである。しかも、最大較差が二倍を超えたとはいえない限りであり、これまでの最高裁判決で問題となつた最大較差を下回るものであった。

すれば、国会が、今後の国勢調査の結果や、平成二三年大法廷判決及び平成二五年大法廷判決の趣旨を踏まえた所要の適切な是正の措置を講ずることが十分に見込まれる状況にある。

以上によれば、平成二五年改正法の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態であると評価されたとしても、国会において、本件選挙までの間に、本件選挙区割りが違憲状態となつたことを認識し得たとはいえない。また、国会において、本件選挙区割りが違憲状態となつたことを認識し得たとしても、国会においては、平成二五年大法廷判決以降も、選挙制度の改革に向けた検討が重ねられており、今後も引き続き議論が進展していく見通しであることからすれば、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえない。

第三 当裁判所の判断

(1) 一 選挙制度と投票価値の平等について
議会制民主主義をとる日本国憲法の下において、國權の最高機關である国会は、全國民を代表する選挙された議員で組

平等などの憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを承認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解される（最高裁昭和五一年大法廷判決、最高裁昭和五六午）第五七号同五八年一月七日大法廷判決・民集三七卷九号一二四三頁（以下「昭和五八年大法廷判決」という）、最高裁昭和五九年

等、すなわち投票価値の平等を要求しているものと解すべきである。

他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的・目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（四三条二項、四七条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。すなわち、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところ

四 被告らの主張

りは投票価値の平等による改正の結果、本成二二年一〇月に実施果による選挙区間の人口は、各選挙区選出議員の選小選挙区選出議員の選以上とならないように

以上の諸事情を考慮すれば、本件選挙区割りが本件選挙当時、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたとはいえない。

(2) 憲法の要求する合理的期間内における是正について

前記(1)の諸事情に加え、国会において、平成二五年大法廷判決以降も、今後の人口変動によつても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とならないようにするために、選挙制度調査会において、解散前の衆議院議員の任期である平成二八年一二月を念頭に答申を行ふべく、選挙制度の改革に向けた検討を重ねており、今後も引き続き議論が進展していく見通しであることから

や、平成二三年大法廷判決及び平成二五年大法廷判決の趣旨を踏まえた所要の適切な措置を講ずることが十分に見込まれる状況にある。

以上によれば、平成二五年改正法の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態であると評価されたとしても、国会において、本件選挙までの間に、本件選挙区割りが違憲状態となつたことを認識し得たとはいえない。また、国会において、本件選挙区割りが違憲状態となつたことを認識し得たとしても、国会においては、平成二五年大法廷判決以降も、選挙制度の改革に向けた検討が重ねられており、今後も引き続き議論が進展していく見通しであることからすれば、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえない。

他方、投票価値の平等は、選挙制度の組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正當に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙について、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（四三条二項、四七条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。すなわち、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような基本的な要請や法の下の平等などの憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反すること

は、全国民を代表する選挙された議員で組織する衆議院及び参議院で構成されるところ（四一条、四二条、四三条一項）、両議院の議員を選挙する権利は、国民の国政へしてはならないのであり（一五一条一項、三項、四四条ただし書）、さらに、憲法一四一条一項の規定は、これを徹底して、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平

上、国會議員の選挙については、憲法前文第一文、一条、五六条二項を根拠に、人口比例選挙が保障されていると主張する。しかし、憲法の解釈は、他の規定と調和的に解釈されるべきところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（四条二項、四七条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められているといわざるを得ない。そして、上記規定を前提に、憲法の解釈として、両議院とも国會議員の選挙制度の仕組みの決定において国会に裁量権があると解されること、昭和五一年大法廷判決以降の累次の大法廷判決の趣旨とするところであり、全国民の代表として国政に係る多様な事項の決定に継続的に関わる国會議員の構成に多角的で民意が反映されるように選挙制度の仕組みを定める局面において、一義的に、人口比例選挙が保障されているものと解することはできない。したがって、原告らの主張の趣旨が、憲法は人口比例選挙を保障するため、投票価値の平等こそが選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準であり、国会に裁量権はないという趣旨であれば採用することができない。

(3) しかしながら、選挙制度の仕組みを決定するに当たって国会に裁量権が認められるとはいへ、衆議院は、その機能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められていることからすれば、衆議院議員の選挙につき多数の選挙区を設けて

これに議員定数を配分するについて、議員一人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることができることが最も重要な基本的な基準とされるのであり、このような趣旨からすれば、人口比例に基づく選挙原則とし、できる限り投票価値の平等を確保することは、憲法上の要請であると解するのが相当である。

二 本件区割規定の憲法適合性について
(1) 本件区割規定は、前記前提事実で認定したとおり、平成二三年大法廷判決において憲法の投票価値の平等に反する状態にあると判断された平成二四年改正法による改正前の旧区割規定及び旧選挙区割りについて、一人別枠方式を定めた旧区画審設置法三条二項の規定の削除と選挙区間の人口較差を二倍未満に抑えるための〇増減による定数配分の見直し等を内容とする平成二五年改正法により改正された後のものである。しかしながら、平成二五年改正法による本件区割規定については、上記〇増減による定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、一人別枠方式によつて配分された定数が維持されており、なお今後の人口変動により再び較差が二倍以上

城県第五区は、石巻市及東松島市を選挙区とするものであるところ、これらの地域は平成二三年三月一日に発生した東日本大震災によって甚大な被害を受けた地域であり、人口の流出が起こっていることは公知の事実である。しかし、東日本大震災直後であればともかく、本件選挙時は東日本大震災から約三年九ヶ月を経過していることからすれば、やはり前記議員一人当たりの選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえないことは平成二五年大法廷判決が指摘するところである。そうすると、本件選挙は平成二五年改正法の下で行われたとはいえ、廷判決によりその立法時の合理性が失われ、投票価値の平等と相容れないものと判

断された前記一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されていない以上、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものといわざるを得ない。

そして、前記前提事実によれば、本件選挙当時、本件選挙の小選挙区選挙における議員一人当たりの登録有権者数の較差は、その最少の宮城県第五区と最多の東京都第一区との間では一対二・一二九であり、宮城県第五区と比べて較差が二倍以上となつてゐる選挙区は一三選挙区に及んでいるところである。本件選挙時ににおけるこのような事態は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つていたものというべきである。

(2) 証拠△略△によれば、本件選挙の宮城県第五区は、石巻市及東松島市を選挙区とするものであるところ、これらの地域は平成二三年三月一日に発生した東日本大震災によって甚大な被害を受けた地域であり、人口の流出が起こっていることは公知の事実である。しかし、東日本大震災直後であればともかく、本件選挙時は東日本大震災から約三年九ヶ月を経過していることからすれば、やはり前記議員一人当たりの登録有権者数の較差が二倍を超えるといふ事態を正当化することができるとは言い難い。また、仮に上記事情から宮城県第五区を最少の選挙区として基準とするのが相当地ないとしても、宮城県第五区の次に登録有権者数の少ない福島県第四区又は鳥取県第一区を基準としても、最多の東京都第一区をはじめ複数の選挙区との間においてもと考へられること、憲法上要求される

合理的期間内において投票価値の較差の是正がされなかつたときに、初めて当該区割規定が憲法の規定に違反すると判断されるべきことは昭和五一年大法廷判決以降の累次の最高裁大法廷判決の趣旨とするところである（昭和五一年大法廷判決、昭和五八年大法廷判決、昭和六〇年大法廷判決、平成五年大法廷判決、平成二三年大法廷判決、平成二五年大法廷判決）。原告らの主張は採用することができない。

(3) そこで、本件において、本件区割規定が憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるか否かについて検討する。

ア 憲法上要請される合理的な是正期間は、投票価値の平等に反する状態が生じた時点から起算すべきものと解するのが相当である。しかるに、旧区割基準中の一人別枠方式に係る部分及び同方式を含む旧区割方式に係る部分を除く限りは、平成二四年一月一六日、一人別枠方式の廃止（旧区画審設置法三条二項の削除）及びいわゆる○増五減等を内容とする平成二四年改正法を成立させたこと、③平成二四年改正法の成立後、同改正法の附則の規定に従つて区画審による審議が行われ、区画審は、平成二五年三月二八日に閣総理大臣に対し、各都道府県の選挙区数の○増五減を前提に、選挙区間の人口較差が二倍未満となるように一七都県の四二選挙区において区割りを改めることを内容とする選挙区割りの改定案の勧告を行い、これに基づき内閣が平成二四年改正法の一部を改正する法律案を国会に提出し、平成二五年六月二十四日、平成二五年改正法が成立したこと、④平成二五年大法廷判決は、旧区割規定の定める選挙区割りは投票価値の

イ そこで、平成二三年三月二三日から本件選挙までの間の国会の投票価値の較差の是正に向けた取組について検討する。前記前提事実及び顕著な事実によれば、①旧区割基準中の一人別枠方式に係る部分及び同方式を含む同区割基準に基づいて定められた選挙区割りについて、平成二三年大法廷判決は、前記前提事実で認定したとおり、憲法の投票価値の平等に反する状態であると判示するとともに、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに旧区割基準中の一人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法三条一項の趣旨に沿つて旧区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると判示したこと、②平成二三年大法廷判決を受けて、国会は、平成二四年一月一六日、一人別枠方式の廃止（旧区画審設置法三条二項の削除）及びいわゆる○増五減等を内容とする平成二四年改正法を成立させたこと、③平成二四年改正法の成立後、同改正法の附則の規定に従つて区画審による審議が行われたとはいえない、平成二五年大法廷判決が判示するとおり、全体として区画審設置法三条の趣旨に沿つた選挙制度の整備が十分に実現されているとはいはず、今後の人口変動により再び較差が二倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるとしても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は継続しているというべきである。そして、前記のとおり平成二五年改正法は一人別枠方式の構造的な問題を最終的に解決するものではない以上、上記改正法をもつてしても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は継続しているというべきである。点は、依然平成二三年三月二三日であると解するものが相当である。

イ そこで、平成二三年三月二三日から平等に反する状態にあるが、なお憲法一四条等に反するものではないと判示するとともに、国会においては、今後も、区画審設置法三条の趣旨に沿つた選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきであると判示したこと、⑤同方式を含む同区割基準に基づいて定められた選挙区割りについて、平成二三年大法廷判決は、前記前提事実で認定したとおり、憲法の投票価値の平等に反する状態であると判示するとともに、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに旧区割基準中の一人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法三条一項の趣旨に沿つて旧区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると判示したこと、②平成二三年大法廷判決を受けて、国会は、平成二四年一月一六日、一人別枠方式の廃止（旧区画審設置法三条二項の削除）及びいわゆる○増五減等を内容とする平成二四年改正法を成立させたこと、③平成二四年改正法の成立後、同改正法の附則の規定に従つて区画審による審議が行われたとはいえない、平成二五年大法廷判決が判示するとおり、全体として区画審設置法三条の趣旨に沿つた選挙制度の整備が十分に実現されているとはいはず、今後の人口変動により再び較差が二倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるとしても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は継続しているというべきである。点は、依然平成二三年三月二三日であると解するものが相当である。

イ そこで、平成二三年三月二三日から平等に反する状態にあるが、なお憲法一四条等に反するものではないと判示するとともに、国会においては、今後も、区画審設置法三条の趣旨に沿つた選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきであると判示したこと、⑤同方式を含む同区割基準に基づいて定められた選挙区割りについて、平成二三年大法廷判決は、前記前提事実で認定したとおり、憲法の投票価値の平等に反する状態であると判示するとともに、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに旧区割基準中の一人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法三条一項の趣旨に沿つて旧区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると判示したこと、②平成二三年大法廷判決を受けて、国会は、平成二四年一月一六日、一人別枠方式の廃止（旧区画審設置法三条二項の削除）及びいわゆる○増五減等を内容とする平成二四年改正法を成立させたこと、③平成二四年改正法の成立後、同改正法の附則の規定に従つて区画審による審議が行われたとはいえない、平成二五年大法廷判決が判示するとおり、全体として区画審設置法三条の趣旨に沿つた選挙制度の整備が十分に実現されているとはいはず、今後の人口変動により再び較差が二倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるとしても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は継続しているというべきである。点は、依然平成二三年三月二三日であると解するものが相当である。

イ そこで、平成二三年三月二三日から平等に反する状態にあるが、なお憲法一四条等に反するものではないと判示するとともに、国会においては、今後も、区画審設置法三条の趣旨に沿つた選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきであると判示したこと、⑤同方式を含む同区割基準に基づいて定められた選挙区割りについて、平成二三年大法廷判決は、前記前提事実で認定したとおり、憲法の投票価値の平等に反する状態であると判示するとともに、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに旧区割基準中の一人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法三条一項の趣旨に沿つて旧区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると判示したこと、②平成二三年大法廷判決を受けて、国会は、平成二四年一月一六日、一人別枠方式の廃止（旧区画審設置法三条二項の削除）及びいわゆる○増五減等を内容とする平成二四年改正法を成立させたこと、③平成二四年改正法の成立後、同改正法の附則の規定に従つて区画審による審議が行われたとはいえない、平成二五年大法廷判決が判示するとおり、全体として区画審設置法三条の趣旨に沿つた選挙制度の整備が十分に実現されているとはいはず、今後の人口変動により再び較差が二倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるとしても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は継続しているというべきである。点は、依然平成二三年三月二三日であると解するものが相当である。

として許容されているところと解されると判示している。しかし、区画審設置法三条の趣旨に沿った選挙制度の整備の方法として、漸次的な見直しを重ねることが許容されるとても、平成二三年大法廷判決が指摘するに沿っており、できるだけ速やかに投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるし、その見直しの過程にある以上、選挙区間の較差が二倍を超える事態が許容されるとは理解できないことは前記のとおりであるし、平成二五年改正法によつても、平成二二年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は一・九九八倍と二倍をごくわずかに下回る状態であり、早晚二倍を超えることは容易に予測できたことからすれば、遅くとも平成二五年大法廷判決が一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決していらない旨判示した以上は、国会において速やかな是正が必要であつたというべきである。それにもかかわらず、かかるは是正を行つていないことからすれば（区画審設置法四条二項）によって、審議会は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、同法二条の規定による勧告を行うことも可能である。たとえ、投票価値の是正のために法定数の削減等国会における合意の形成が容易な事柄ではないこと、憲法の予定している司法権と立法権との関係を考慮しても、本件選挙時にはすでに憲法上要求される合理的期間を徒過しているものといわざるを得ない。

(4) 以上によれば、本件区割り規定なし訟法三一条一項の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、

として許容されているところと解されると判示している。しかし、区画審設置法三条の趣旨に沿った選挙制度の整備の方法として、漸次的な見直しを重ねることが許容されるとても、平成二三年大法廷判決が指

保障する投票価値の平等に反し、違憲であつたというべきである。

もつとも、前記前提事実によれば、本件各選挙区の中には宮城県第五区を一とした場合の較差がわずかな選挙区も存するものの、本件選挙区割りは、その性質上不可分のものと解すべきであり、憲法に違反するものが相当である（昭和五一年大法廷判決、昭和六〇年大法廷判決参照）。

四 本件選挙の効力について

(1) 以上のとおり、当裁判所は、本件選挙は憲法の保障する投票価値の平等に反するものであり違法であると解するものであるが、さらに進んで本件選挙を無効とするが、さらに進んで本件選挙を無効とするか否かは検討を要するところである。

確かに、選挙区割りが違憲とされる場合に、当該選挙区割りに基づいて実施された選挙を無効としない場合には、憲法の保障

する投票価値の平等が実現されず、選挙人の基本的権利である選挙権が制約されるという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害が生じる。しかしながら、選挙を無効とした場合には、選挙区割りに関する公職選挙法の規定の改正が当該選挙区から選出された議員の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行わざるを得ないなど、一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合が生じる場合において、選挙を無効とするところであるから、選挙を無効とするところなくこうした不都合を回避することは憲法上許容されるというべきであり、前記数次の大法廷判決が採用するところである。そして、いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法三一条一項）の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、衆議院において小選挙区選出議員全員

選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである（昭和五一年大法廷判決、昭和六〇年大法廷判決参照）。

(2) 原告らは、主位的主張として、事情判決、昭和六〇年大法廷判決参照）。

(3) 本件選挙の効力を無効とす

るものが相当か否かについて検討する。においては、①本件選挙日現在、衆議院は小選挙区選出議員二九五人と比例代表選出議員一八〇人から成っているので、前者の議員が全員失格しても、後者の議員によって衆議院の活動を行ひ得るし、②本件選挙に係る選挙区を含めて全二九五小選挙区で選挙無効訴訟が提起されていることから、本件選挙を無効としても社会的混乱は起こらない旨主張する。

しかしながら、当該選挙を無効とすると投票価値の平等の実現のための選挙区割り規定の改正が当該選挙区から選出された議員の改正に加えて、平成二五年大法廷判決をも踏まえて、一人別枠方式の完全な廃止と法定数削減をも視野に入れた人口変動の影響を受けにくい定数配分の是正に向けて選挙制度調査会における議論を重ね、本来の衆議院議員の任期満了時である平成二八年一二月を目処に答申を行うとの対応を示していくこと、平成二七年実施予定の国勢調査の結果等を踏まえた区割りによる選挙区割りの改定案の勧告やこれに基づく新たな選挙区割りを定める法改正も予想されるところであることからすれば、今後、選挙区割

院の活動を行うこと自体が憲法の予期しない事態であるといわざるを得ず、その後に想定される弊害と混乱は否定できないところである（そもそも憲法五六条一項に定められた議事進行及び議決のために定めた定足数は議事進行及び議決のためには保障する投票価値の平等に反し、違憲であつたというべきである。しかし、区画審設置法三条の趣旨に沿った選挙制度の整備の方法として、漸次的な見直しを重ねることが許容されるとても、平成二三年大法廷判決が指摘するに沿っており、できるだけ速やかに投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるし、その見直しの過程にある以上、選挙区間の較差が二倍を超える事態が許容されるとは理解できないことは前記のとおりであるし、平成二五年改正法によつても、平成二二年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は一・九九八倍と二倍をごくわずかに下回る状態であり、早晚二倍を超えることは容易に予測できたことからすれば、遅くとも平成二五年大法廷判決が一人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決していらない旨判示した以上は、国会において速やかな是正が必要であつたというべきである。それにもかかわらず、かかるは是正を行つていないことからすれば（区画審設置法四条二項）によって、審議会は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、同法二条の規定による勧告を行うことも可能である。たとえ、投票価値の是正のために法定数の削減等国会における合意の形成が容易な事柄ではないこと、憲法の予定している司法権と立法権との関係を考慮しても、本件選挙時にはすでに憲法上要求される合理的期間を徒過しているものといわざるを得ない。

(4) 以上によれば、本件区割り規定なし訟法三一条一項の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、衆議院において小選挙区選出議員全員

【判例ID】 28260857

【判示事項】 【事案の概要（自動抽出）】

1 本件は、平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、愛知県第1区ないし第15区、岐阜県第1区ないし第5区及び三重県第1区ないし第4区（以下、一括して「本件各選挙区」という。）の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効であると主張して、本件各選挙区における選挙を無効とするよう求める事案である。

【裁判年月日等】 平成30年2月7日／名古屋高等裁判所／民事第4部／判決／平成29年（行ケ）1号

【事件名】 選挙無効請求事件

【裁判結果】棄却

【上訴等】 上告

【裁判官】 藤山雅行 朝日貴浩 金久保茂

【審級関連】 <上告審>平成30年12月19日／最高裁判所大法廷／判決／平成30年（行ツ）183号 判例ID: 28270477

【出典】 裁判所ウェブサイト掲載判例

D1-Law.com判例体系

【判例評釈】 原田一明・月刊法学教室453号137頁2018年6月

斎藤一久・速報判例解説〔23〕（法学セミナー増刊）39～42頁
2018年10月

【重要度】 1

■28260857

名古屋高等裁判所

平成29年（行ケ）第1号

平成30年02月07日

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

1 平成29年10月22日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の愛知県第1区ないし第15区、岐阜県第1区ないし第5区及び三重県第1区ないし第4区における選挙を無効とする。

2 訴訟費用は被告らの負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、愛知県第1区ないし第15区、岐阜県第1区ないし第5区及び三重県

第1区ないし第4区（以下、一括して「本件各選挙区」という。）の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効であると主張して、本件各選挙区における選挙を無効とするよう求める事案である。

2 前提事実（争いがない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により明らかな事実）

（1）原告らは、本件選挙における本件各選挙区の選挙人である。なお、各原告が選挙人となっている選挙区は、別紙当事者目録の当該原告の氏名の下に括弧書きで記載された選挙区である。

（2）平成24年法律第95号による改正前の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下、同改正を含む数次の改正の前後を通じて「区画審設置法」という。）3条2項は、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当した上で（以下、この配当方式を「1人別枠方式」という。）、これに、衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすることを定めていた。

平成21年8月30日に施行された衆議院議員総選挙（以下「平成21年選挙」という。）に関する最高裁判所平成23年3月23日大法廷判決（民集65巻2号755頁。以下「平成23年大法廷判決」という。）は、1人別枠方式は憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、当時の公職選挙法13条1項、別表第一の規定の定める選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判示した。

平成24年12月16日に施行された衆議院議員総選挙（以下「平成24年選挙」という。）に関する最高裁判所平成25年11月20日大法廷判決（民集67巻8号1503頁。以下「平成25年大法廷判決」という。）も、平成24年選挙時において、区割規定の定める選挙区割りは、平成21年選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったと判示した。

さらに、平成26年12月14日に施行された衆議院議員総選挙（以下「平成26年選挙」という。）に関する最高裁判所平成27年11月25日大法廷判決（民集69巻7号2035頁。以下「平成27年大法廷判決」といい、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決と併せて「本件各大法廷判決」という。）は、平成26年選挙時において、区割規定の定める選挙区割りは、平成24年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったと判示した。

もっとも、本件各大法廷判決は、平成21年選挙、平成24年選挙及び平成26年選挙のいずれについても、憲法上要求される合理的な期間内に是正がされなかつたとはいえないとして判示して、選挙を無効とするよう求める選挙人の請求は認めなかつた。

（3）平成28年5月20日、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号）が成立した（以下「平成28年改正法」といい、同法による改正を「平成28年改正」という。）。平成28年改正法は、衆議院議員の定数を475人から465人に削減し、うち小選挙区選出議員の定数を295人から289人に削減すること、小選挙区の定数6減の対象県については、平成27年の簡易国勢調査に基づき、いわゆるアダムズ方式（各都道府県への議席配分は、各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式）により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員1人当たり人口の最も少ない都道府県から順に6県とすること等を内容とするものである。

平成29年6月9日、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第58号）が成立した（以下「平成29年改正法」といい、同法

による改正を「平成29年改正」という。)。平成29年改正法は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を19都道府県97選挙区において行うこと等を内容とするものである。

(4) 平成29年9月28日、衆議院が解散され、同年10月22日、公職選挙法13条1項、別表第一の規定(以下「本件区割規定」という。)の定める選挙区割り(以下「本件選挙区割り」という。)の下で、本件選挙が施行された。

(5) 平成29年4月19日付けの「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告 参考資料」と題する報道資料(甲7、乙14の1)によれば、平成27年の簡易国勢調査による日本国民の人口における本件選挙区割りに係る各選挙区の議員一人当たりの人口と最小選挙区との較差は、別表1のとおりであり、議員一人当たりの人口が最少の鳥取県第2区と最多の神奈川県第16区の人口較差は、1対1.956であった。

また、本件選挙当日における選挙区別の有権者数及び最小選挙区との較差は別表2のとおりであり、選挙区間の選挙人の最大較差は、鳥取県第1区と東京都第13区との間の1対1.979であった(乙1)。

3 爭点

本件の争点は、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたか否かであり、これが肯定される場合には、憲法上要求される合理的な期間内における是正がされたか否か、さらに、本件選挙のうち本件各選挙区における選挙が無効となるかなども争点となる。

4 当事者の主張

(1) 原告らの主張

ア 憲法56条2項の「両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し」の定め、憲法1条の「主権の存する日本国民」の定め、並びに、憲法前文第1文の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」及び「ここに主権が国民に存することを宣言し」の各定めは、人口比例選挙によって保障される一人一票の投票価値の平等を要求しているところ、本件選挙区割りは、憲法の上記各定めに違反するから、憲法98条1項により無効である。仮に直ちにはそのようにいえないとしても、本件選挙時点では、是正のための合理的期間が経過していたことが明らかである。

したがって、本件選挙のうち本件各選挙区における選挙は無効である。

イ 全出席議員の過半数が、必ず、全出席議員を選出する国民(主権者)の過半数から選出されるようにするために、人口比例選挙をする以外にはない。

被告らは、選挙区間の最大較差が2倍未満となる区割規定の定める選挙区割りは、憲法に違反しない旨の「2倍未満説」を主張する。しかし、「2倍未満説」は、人口以外の要素が合理性を有しているか否かに関係なく、人口以外の要素を国会において考慮することを許容する説であり、平成23年大法廷判決に反する。同大法廷判決は、最大較差2倍という数値を、衆院議員選挙の合憲・違憲の結論を決める画一的に量的な基準とする趣旨ではない、と判断している。選挙が合憲であるためには、少なくとも、〈1〉投票価値の最大較差が2倍未満であること、〈2〉地域性に係る問題のために、殊更にある地域の選挙人と他の地域の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいひ難いので、選挙人の住所を根拠として生じる投票価値較差は憲法の要求に反すること、の2つの基準を満たす必要がある。「2倍未満説」は、上記〈2〉の基準に反するものである。

ウ 本件選挙では、平成28年改正及び平成29年改正による0増6減の対象である青森、岩手、三重、奈良、熊本及び鹿児島以外の各都道府県については、1人別枠方式によって配分された議員定数が変更されることなく、そのまま維持されている。ただし、アダムズ方式を採用した場合に再配分が必要となる都県は7増13減であり、この13減のうち6減は上記各改正による6減と共通しているというのであるから、これを除いた7増7減の12

都県において、1人別枠方式の議員定数がそのまま温存され、1人別枠方式を理由とする不合理な投票価値の不平等が依然として継続されることになる。

すなわち、本件選挙では、上記の7増7減の対象たる12都県に住所を有する有権者は、1人別枠方式による合理的理由のない投票価値の不平等の選挙権を有していたことになる。

そして、本件区割規定は、その性質上不可分一体をなすものと解すべきであり、憲法に違反する不平等を生じせしめている部分のみならず、全体として違憲の瑕疵を帯びる。

エ 本件各大法廷判決は、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるかを判断基準としているが、この「合理的期間の法理」は、憲法98条1項の明文に反するものである。

仮に「合理的期間の法理」によるとしても、本件選挙の日には、平成23年大法廷判決から6年6月30日間が経過しているから、是正のための合理的期間が経過したことも明らかである。

オ 本件選挙のうち小選挙区選挙を違憲無効とし、小選挙区選挙で選出された衆議院議員289名が失格した場合でも、比例代表選挙議員176名のみから成る衆議院は、憲法に定める衆議院の活動を100%行うことができるから、小選挙区選挙を無効としても社会的混乱は全く生じない。

したがって、選挙無効の判決がなされるべきであり、少なくとも選挙の違憲違法判決を求める。

(2) 被告らの主張

ア 本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえない。また、本件区割規定の定める本件選挙区割りについて憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたともいえない。

したがって、本件選挙は有効である。

イ 選挙区間の最大較差が2倍未満となる区割規定の定める選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反するものとはいえない。

選挙制度の合憲性は、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

本件各大法廷判決は、平成28年改正前の区画審設置法3条（諸般の事情を総合的に考慮して、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とする規定）について、一貫して、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものと評価してきた。したがって、選挙区間の最大較差が2倍未満となる区割規定の定める選挙区割りは、国会において通常考慮し得る諸般の要素を斟酌した、一般に合理性を有するものであつて、憲法の投票価値の平等の要求に反するものとはいえない。

ウ 本件選挙当時、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないかった。

国会は、平成23年3月以降、本件各大法廷判決に沿って、できる限りの検討及び協議を尽くし、様々な意見が寄せられる中でも、投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先すべき課題であるとの認識の下、投票価値の較差の是正措置に取り組み、法改正を達成したものである。

そして、平成29年改正後においては、平成27年の簡易国勢調査の結果に基づく選挙区間の最大較差（人口）は、1.956倍（本件選挙当時の議員一人当たりの選挙人数の最大較差は1.979倍）と2倍未満にまで縮小されるに至ったものであり、このような選挙

区間の最大較差のみをもってしても、本件選挙当時、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていなかったことは明らかである。

なお、平成29年改正に至るまでにおいては、選挙区間の較差を2倍未満とするため、1人別枠方式の廃止、区画審設置法3条の厳格化、人口比例に基づく配分方式（アダムズ方式）や人口の将来推計の導入に加えて過去最大の分割市区町等、都道府県別の議席配分段階及び都道府県内の選挙区割りの決定段階の両段階において、これまでにない踏み込んだ立法的措置が採られているのみならず、将来的には、平成32年の大規模国勢調査を踏まえた更なる較差の縮小に向けた立法的措置も予定されている。これらの改正により、1人別枠方式の構造的な問題は最終的に解決されている。

エ 本件選挙区割りについて憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえない。

本件選挙における選挙区間の最大較差は、衆議院議員の小選挙区選挙上、過去最少の数値であるのみならず、小選挙区選挙に関する累次の最高裁判所の判決において合憲とされた最大較差をも相当程度に下回るものであった。しかも、そのような選挙区間の最大較差は、平成23年大法廷判決が投票価値の平等に配慮した合理的な基準であると評価した平成28年改正前の区画審設置法3条の求める2倍未満の較差を正に実現したものであった。

そうすると、平成23年大法廷判決後になされた法改正は、投票価値の較差のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情に照らして、本件各大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として十分に相当なものであって、国会においても、本件選挙までに、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるなどということは全く認識できない状況にあった。

したがって、本件区割規定の定める本件選挙区割りについて憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたなどといえないことは明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実に、証拠（甲1、乙3の1・2、乙4、10、11の1・2、乙14の1・2、乙16、18の1～6）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) 衆議院議員の選挙制度については、従来中選挙区単記投票制が採用されていたが、平成6年の公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）により、小選挙区比例代表並立制に改められた。上記法改正と同時に成立した区画審設置法によれば、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている（同法2条）。そして、平成24年法律第95号による改正前の区画審設置法3条は、〈1〉1項において、上記の改定案を作成するに当たっては、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いうものを最も少ないもので除して得た数が2以上にならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものとし、〈2〉2項において、1人別枠方式を採用した上で、この1に衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数をえた数とすると定めていた。

(2) 平成21年選挙に関する平成23年大法廷判決は、平成24年改正前の区画審設置法3条2項の1人別枠方式は、既に立法当時の合理性が失われていたものであり、当時の区割基準のうち1人別枠方式に係る部分及び当時の公職選挙法13条1項、別表第一の規定の定める選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判示するとともに、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に上記の状態を解消する

ために、できるだけ速やかに1人別枠方式を廃止し、平成24年改正前の区画審設置法3条1項の趣旨に沿って区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると判示した。

なお、平成21年選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、高知県第3区と千葉県第4区との間の1対2.304であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は、45選挙区であった。

（3） 平成24年11月16日、平成24年法律第95号（以下「平成24年改正法」といい、同法による改正を「平成24年改正」という。）が成立した。平成24年改正法は、小選挙区選出議員の定数について0増5減を行うこと及び当時の区割りの基準を定める規定のうち1人別枠方式に係る部分を削除することを内容とするものであった。平成24年改正後は、平成24年改正前の区画審設置法3条1項が区画審設置法3条となった。

平成24年改正法の成立と同日に衆議院が解散され、平成24年12月16日、平成21年選挙と同様に当時の区割規定及びこれに基づく選挙区割りの下で、平成24年選挙が施行された。平成24年選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、高知県第3区と千葉県第4区との間の1対2.425であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は、72選挙区であった。

（4） 区画審は、平成25年3月28日、内閣総理大臣に対し、選挙区割りの改定案の勧告を行った。この改定案は、平成24年改正法の附則に規定された基準及び当時の区画審設置法3条に基づき、各都道府県の選挙区数の0増5減を前提に、選挙区間の人口較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とするものであった。上記改定案に基づく選挙区割りの改定を盛り込んだ改正法案が、平成25年6月24日、平成25年法律第68号（以下「平成25年改正法」といい、同法による改正を「平成25年改正」という。）として成立した。

（5） 平成24年選挙に関する平成25年大法廷判決は、平成24年選挙時において、区割規定の定める選挙区割りは、平成21年選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、平成24年選挙までの間の国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものではなかったとはいはず、当時の区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできないとした上で、国会においては今後も当時の区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要がある旨判示した。

（6） 平成26年11月21日、衆議院が解散され、同年12月14日、前記（4）の0増5減の措置を含む平成25年改正後の選挙区割りの下で平成26年選挙が施行された。平成26年選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、宮城県第5区と東京都第1区との間の1対2.129であり、宮城県第5区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は、13選挙区であった。

平成26年選挙に関する平成27年大法廷判決は、平成26年選挙当時の選挙区割りにおいては、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について1人別枠方式を前提とする区割基準に基づいて配分された定数の見直しを経ておらず、1人別枠方式を定めた平成24年改正前の区画審設置法3条2項が削除された後の区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないことから、いまだ多くの都道府県において、そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されているということができるところ、前記のような投票価値の較差が生じた主な要因は、いまだ多くの都道府県において、上記改正後の区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることにあるというべきであるとし、平成26年選挙時における投票価値の較差の状況やその要因となっていた事情などを総合考慮すると、平成25年改正後の平成24年改正法による選挙区割りの改定の後も、平成26年選挙時に至るまで、選挙区割りはなお

憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ないと判示した。しかし、平成26年選挙までの間に是正に向けた一定の前進と評価し得る法改正及びこれに基づく選挙区割りの改定が行われたものということができ、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、当時の区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定における違反するものということはできないと判示した。その上で、国会においては、今後も、衆議院に設置された検討機関において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ、区画審設置法3条の趣旨に沿つた選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきであると付言した。

(7) 衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うための有識者による議長の諮問機関として平成26年6月19日に設置された衆議院選挙制度に関する調査会（以下「選挙制度調査会」という。）は、平成28年1月14日、衆議院議長に対する答申（以下「本件答申」という。）をした。本件答申は、〈1〉衆議院議員の定数を10人削減すること、

〈2〉都道府県への議席配分をアダムズ方式により行うこと、〈3〉都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行うことなどを内容とするものであった。

(8) 本件答申を踏まえ、平成28年5月20日、平成28年改正法が成立した。平成28年改正法は、〈1〉衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差について、各都道府県の区域内の選挙区の数を平成32年以降10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、アダムズ方式により配分した上で、各選挙区間の最大較差（日本国民の人口）が2倍以上にならないようになるとともに較差2倍未満を達成するため、各都道府県の選挙区数を変更することなく、区画審が較差は正のために選挙区割りの改定案の作成及び勧告を行うものとすること、〈3〉衆議院議員の定数を10人削減することを規定するとともに、その附則において、〈4〉平成32年国勢調査までの措置として、平成27年の簡易国勢調査の結果に基づき、各選挙区の人口に関し、将来の見込人口を踏まえ、平成32年までの5年間を通じて較差2倍未満となるよう区割りを行うなどの措置を行うこと、〈5〉小選挙区選挙の定数6減の対象県について、平成27年の簡易国勢調査に基づき、アダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員1人当たり人口の最も少ない都道府県から順に6県とすること、〈6〉平成28年改正法の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、不断の見直しが行われるものとすることを内容とするものである。

(9) 前記④増6減の措置により減員となる県は、青森、岩手、三重、奈良、熊本及び鹿児島の6県である。

仮に平成22年の大規模国勢調査に基づいてアダムズ方式により都道府県への定数の再配分をした場合の試算は、別表3の「平成22年国勢調査人口」欄に記載のとおりであつて、平成28年改正及び平成29年改正前から7増13減（18都県の変動）となる。なお、上記13減のうち6減は、平成28年改正及び平成29年改正による6減の対象県と共通する。

また、平成27年の簡易国勢調査の結果による日本国民の人口を基に、アダムズ方式により都道府県への定数を再配分した場合も、平成28年改正及び平成29年改正前から7増13減（17都県の変動）となる。

(10) 区画審は、平成29年4月19日、内閣総理大臣に対し、選挙区割りの改定案の勧告（以下「本件勧告」という。）をした。本件勧告は、平成28年改正法附則に基づき、各都道府県の選挙区数の0増6減を前提に、平成27年の簡易国勢調査に基づく選挙区

間の最大較差（人口）を1.956倍とし、平成32年見込人口に基づく選挙区間の最大較差が1.999倍となるように19都道府県の97選挙区において区割りを改めることを内容とするものである。

平成29年6月9日、平成29年改正法が成立した。平成29年改正法は、本件勧告どおり、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を19都道府県97選挙区において行うこと等を内容とするものである。

(11) 平成29年9月28日、衆議院が解散され、同年10月22日、本件選挙が施行された。

本件選挙当日における選挙区別の有権者数及び最小選挙区との較差は別表2のとおりであり、選挙区間の選挙人の最大較差は、鳥取県第1区と東京都第13区との間の1対1.

979であった。

2 本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたか否かについて

(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正當に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解される。

以上は、本件各大法廷判決を含む累次の最高裁判所大法廷判決の趣旨とするところであって、原告らの主張のうち、上記解釈に反する部分は採用しない。

(2) 上記の見地に立って、本件選挙当時の本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りの合憲性について検討する。

ア 被告らは、選挙区間の最大較差が2倍未満となる区割規定の定める選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反するものとはいえない旨主張する。

なるほど、本件各大法廷判決は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いうものを最も少ないもので除して得た数が2以上にならないようにしたとした区画審設置法の趣旨を評価し、この趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組を促していたものである。しかしながら、本件各大法廷判決が、最大較差の数値を画一的な基準として選挙区割りの合憲性を判断したものではないことは、その判文上明らかであり、2倍未満の人口較差であれば、どのような選挙区割りを定めることも国会の広範な裁量に属するものであるとして、これを容認する趣旨のものとは解されない。むしろ、前記(1)のとおり、本件

各大法廷判決は、定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているとしているのであるから、人口較差が2倍未満であっても、その程度及び当該較差が生じた要因などを総合考慮して、選挙区割りの合憲性を判断すべきものである。

そして、平成27年の簡易国勢調査による議員一人当たりの人口が最少の鳥取県第2区と最多の神奈川県第16区の人口較差は、1対1.956であり、本件選挙当日における選挙区間の選挙人の最大較差は、鳥取県第1区と東京都第13区との間の1対1.979であって、その較差は、いずれも2倍を切ってはいるものの、極めて2倍に近く、容易に看過し得ないものというべきであって、上記人口較差が直ちに憲法の投票価値の平等の要求に反するものでないとはいえないから、かかる較差が生じた要因等も総合考慮しなければならないというべきである。

イ 平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決は、平成21年選挙及び平成24年選挙に関し、上記各選挙時点における1人別枠方式の合理性を否定し、1人別枠方式は投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、憲法の投票価値の平等に反する状態に至っているとして、できるだけ速やかに1人別枠方式を廃止する必要がある旨を判示していた。そして、1人別枠方式を定めていた平成24年改正前の区画審設置法3条2項を削除し、各都道府県の選挙区数の0増5減を前提にして選挙区割りを改定する平成24年改正及び平成25年改正がされた後に施行された平成26年選挙に関する平成27年大法廷判決は、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について定数の見直しを経ていないことを指摘し、平成26年選挙当時における投票価値の較差の状況やその要因となっていた事情などを総合考慮すると、選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ないと判示し、国会に対し、投票価値の較差のさらなる縮小を可能にする制度の見直しを促していた。

ウ しかるところ、平成28年改正及び平成29年改正は、各都道府県の区域内の選挙区の数を、平成32年以降10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式により配分することとした。これは、1人別枠方式を含む都道府県への定数の配分の一部のみを修正することにより最大較差を縮小するという従前の弥縫策ともいべき措置ではなく、1人別枠方式から完全に脱却した配分方法を定めたものであって、正に本件各大法廷判決が促していた投票価値の較差を縮小する制度の見直しを実現しようとしたものということができる。一方で、上記各改正は、アダムズ方式による配分は、平成32年国勢調査の結果に基づき行うものとし、それまでの措置としては、平成27年の簡易国勢調査に基づき、アダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員1人当たり人口の最も少ない都道府県から順に6県の定数を減じるにとどめており、定数減の対象となる県の選定作業に際してアダムズ方式の手法が用いられているとはいえ、1人別枠方式による構造上の問題点が残されていた従前の都道府県への定数配分については、一部のみの修正を施したにとどまる。そして、アダムズ方式により都道府県への定数の再配分をした場合には、平成22年の大規模国勢調査の結果に基づけば7増13減（18都県の変動）となり、平成27年の簡易国勢調査の結果に基づけば7増13減（17都県の変動）になるというのであり、これらの措置を行うことが法技術的に不可能又は困難であったというような事情のあったこともうかがわれないから、上記0増6減の措置のみでは、未だ本来配分されるべき定数とは異なる定数が配分されていたという問題のは正がされたとはいえない。

なお、アダムズ方式の導入が平成32年の大規模国勢調査からとされた理由については、平成28年改正法の提出者において、〈1〉成立した法律をあえて遡及適用することは例外的であり、アダムズ方式を導入するのは平成32年の大規模国勢調査以降とするのが自然であること、〈2〉仮に平成22年の大規模国勢調査に基づいてアダムズ方式を導入した

場合、平成27年の簡易国勢調査の結果に基づいてアダムズ方式を導入した場合とで議席配分結果に違いが生ずるなど、古い国勢調査の結果である平成22年の大規模国勢調査の数値を用いる合理性があるとはいえないこと、（3）平成22年の大規模国勢調査の結果が出てから既に2回の衆議院議員総選挙を経ているにもかかわらず、同国勢調査の結果を用いて新たに議席を配分し直すとするならば、それにより従前と異なる議席を配分された都道府県の選挙人を中心に、これら2回の総選挙の正当性や選挙された議員の地位に対し疑惑を抱かせることになるという問題があること、（4）4年後には次の大規模国勢調査が控えており、立て続けに都道府県への議席配分の見直しを行うこととなり、選挙制度の安定性に欠けるという問題がある旨の答弁がされたことが認められる（乙11の1、乙12の2）。しかし、これらの理由は、アダムズ方式の導入を直ちに実現するのではなく、導入時期が先になってしまふことの説明としては一理あるものの、国会が具体的な選挙区を定めるに当たって考慮することの合理性が肯定されるところの、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位とした、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素に関するものではないのであって、1人別枠方式が解消されているか否かや、選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたか否かを判断する上では、さしたる意味を持たない。

以上によれば、平成28年改正及び平成29年改正の後においても、平成32年国勢調査の結果に基づくアダムズ方式による都道府県への再配分が行われるまではなお、1人別枠方式の構造上の問題点は解消されていなかったといわざるを得ない。

エ 以上を踏まえて、本件選挙当時の本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りの合憲性について判断すると、平成27年の簡易国勢調査による議員一人当たりの人口較差及び本件選挙当日における選挙区間の選挙人の最大較差は、いずれも2倍を切ってはいるものの、極めて2倍に近いものであったこと、このような較差が生じているのは、1人別枠方式を含む都道府県への定数配分につき一部の修正を重ねるという方法での較差是正がされたにとどまり、1人別枠方式を完全に廃止し、その構造的問題点を抜本的に解消する措置が本件選挙時点では未だ実現に至っていないことが要因になっていることを指摘することができる。これらの事情を総合考慮すると、本件区割規定及び本件選挙区割りは、なお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったというべきである。

3 憲法上要求される合理的な期間内における是正がされたか否かについて

（1） 衆議院議員の選挙における定数配分又は選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている場合であっても、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえる場合に初めて、当該定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反することになる。そして、その判断に当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきものと解される。

以上は、本件各大法廷判決を含む累次の最高裁判所大法廷判決の趣旨とするところであって、原告らの主張のうち、上記解釈に反する部分は採用しない。

（2） そこで、本件において、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるか否かについて検討する。

まず、1人別枠方式を含む区割基準に基づいて定められた選挙区割りについて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていることを、国会において認識し得たのは、平成23年大法廷判決の言渡しがされた平成23年3月23日の時点からであったというべきである。

そして、上記時点から本件選挙の日までには6年7か月近い年月が経過している。この

間に4回にわたって選挙制度が改正されているが、本件各大法廷判決がその不合理性を明確に指摘している1人別枠方式については、完全には廃止されるに至っていない。これらのことからすると、国会には本件各大法廷判決を尊重する意思があったか否かにも疑問が生じざるを得ず、この点を重視すると、既に合理的期間は経過していると考える余地が生じないでない。しかし、国会においては、選挙制度について様々な意見がある中、平成24年改正及び平成25年改正により選挙区間の人口較差の縮小を実現し、さらに平成28年改正及び平成29年改正においては、本件選挙時における選挙区間の人口較差を2倍未満に縮小したのみならず、本件選挙時には実現に至らなかつたとはいへ、各都道府県の区域内の選挙区の数を、平成32年以降10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式により配分するという1人別枠方式の構造上の問題点を完全に解消する措置を探るなど、憲法の要求する投票価値の平等の実現に向けた取組が行われてきたということができるから、本件においては辛うじて憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいへず、したがつて、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできない。

4 結論

よつて、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判断する。

民事第4部

(裁判長裁判官 藤山雅行 裁判官 朝日貴浩 裁判官 金久保茂)

(別紙)

当事者目録

(住所略)

原告 X 1

(愛知県第1区)

(住所略)

原告 X 2

(愛知県第2区)

(住所略)

原告 X 3

(愛知県第3区)

(住所略)

原告 X 4

(愛知県第4区)

(住所略)

原告 X 5

(愛知県第5区)

愛知県(以下略)

原告 X 6

(愛知県第6区)

愛知県(以下略)

原告 X 7

(愛知県第7区)

愛知県(以下略)

原告 X 8

(愛知県第8区)

愛知県(以下略)

原告 X 9

(愛知県第 9 区)

愛知県 (以下略)

原告 X 10

(愛知県第 10 区)

愛知県 (以下略)

原告 X 11

(愛知県第 11 区)

愛知県 (以下略)

原告 X 12

(愛知県第 12 区)

愛知県 (以下略)

原告 X 13

(愛知県第 13 区)

愛知県 (以下略)

原告 X 14

(愛知県第 14 区)

愛知県 (以下略)

原告 X 15

(愛知県第 15 区)

(住所略)

原告 X 16

(岐阜県第 1 区)

岐阜県 (以下略)

原告 X 17

(岐阜県第 2 区)

岐阜県 (以下略)

原告 X 18

(岐阜県第 3 区)

岐阜県 (以下略)

原告 X 19

(岐阜県第 4 区)

岐阜県 (以下略)

原告 X 20

(岐阜県第 5 区)

(住所略)

原告 X 21

(三重県第 1 区)

三重県 (以下略)

原告 X 22

(三重県第 2 区)

三重県 (以下略)

原告 X 23

(三重県第 3 区)

三重県 (以下略)

原告 X 24

(三重県第4区)

原告ら訴訟代理人弁護士 濱嶋将周

同 川口創

同 升永英俊

同 久保利英明

同 伊藤真

原告X1訴訟代理人弁護士 仲松大樹

同 X20

(住所略)

被告 愛知県選挙管理委員会

同代表者委員長 A

(住所略)

被告 岐阜県選挙管理委員会

同代表者委員長 B

(住所略)

被告 三重県選挙管理委員会

同代表者委員長 C

被告ら指定代理人 D

同 E

同 F

同 G

同 H

被告愛知県選挙管理委員会指定代理人 I

同 J

同 K

同 L

被告岐阜県選挙管理委員会指定代理人 M

同 N

同 O

同 P

同 Q

被告三重県選挙管理委員会指定代理人 R

同 S

同 T

同 a a

同 a b

(別表1)

(別表2)

(別表3)

